

第4次大阪府障がい者計画（後期計画）

第3章第2節

一 事務局案 一

第2節 生活場面に応じた施策の推進方向

I 生活場面「地域やまちで暮らす」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

【めざすべき姿】

障がい者が地域で快適に暮らし活動している

【現状の評価と課題】（P.O～P.O参照）

大阪府では、入所施設や精神科病院に入所・入院している障がい者の地域生活への移行について早くから取り組み、設定した目標に対し進んできました。また、地域で快適に暮らせるよう「福祉のまちづくり」も進めており、さらに、公営住宅のグループホームとしての活用のように、全国に比べて充実しているものもあります。

しかしながら、本来は地域で生活することができる障がい者が、地域生活のイメージを持たず、不安をぬぐえないことなどによりそれを実現できていない場合も今なお多くあります。今後は、計画において最重点課題として位置づけている地域移行について、より社会的な広がりのある動きとなるよう進め、障がい者が、だれと、どこで、どのように暮らすのかを自らが選択できる社会をめざします。

また、在宅で家族とともに暮らしている障がい者の場合、家族等の高齢化などによって介護できなくなるという、いわゆる「親なき後¹」が深刻な問題であることから、家族等が元気なうちから、地域での暮らしについて考え、自立して暮らす準備ができるようにしていくことも必要です。

そのため、市町村とともに、住まいや介護、日中活動、相談支援などの福祉サービス、生活基盤の整備を進めていきます。このようなサービスの充実は、障がい者が自身のニーズをふまえた快適な暮らしを送るために必要なものであり、さらに、在宅において障がい者を介護する家族への支援にもつながるものです。

そして、住まいや福祉サービスだけでなく、障がい者が交通機関等を利用して自由にまちに出かけられるよう引き続き「福祉のまちづくり」を進めます。

このようなさまざまな社会資源を利用しながら、障がい者が地域で心豊かに安心して暮らし、いきいきと活動できるよう、地域全体で支援体制を構築していきます。

¹ 「親なき後」とは、障がいのある人が家族等によって自宅で介護等を受けている場合において、その家族等が高齢になったり死亡することにより、その介護等を受けられなくなることです。その後の介護や財産管理などをどうするかという問題が発生します。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす

① 入所施設からの地域生活への移行

- 入所施設からの地域生活への移行については、「広がり」と展開力のある地域移行²を推進します。このため、市町村に対し、地域体制整備のための調整担当者（地域体制整備コーディネーター³）の配置や、地域相談支援の活用、体験等の機会の十分な確保について働きかけ、自立支援協議会も活用しつつ、援護の実施者として地域移行に主体的に関与できるよう支援します。

また、施設入所者の地域生活に関する意向を適切に把握するとともに、入所施設に対して、施設入所者の地域移行をするための支援計画の作成及びそれに基づく適切な支援を提供するよう指導します。

【数値目標（平成32年度）】

- ・ 地域移行：平成28年度末時点の施設入所者数の〇%以上
- ・ 入所者数の減少：平成28年度末時点の施設入所者数の〇%以上

- 福祉型障がい児入所施設における18歳以上の利用者について、市町村と連携して、円滑な地域移行に向けた取組みを進めます。

また、成人期になって地域で自立した生活ができるよう、生活技能の獲得に向けて支援していきます。

【数値目標（平成32年度）】

- ・ 地域移行を進め、18歳以上の障がい児入所施設利用者ゼロ

②精神科病院からの地域生活への移行

- 精神科病院職員の地域移行に対する理解促進を支援するとともに、地域移行の可能性のある患者を把握し、対象となる方を市町村に繋ぐ役割を果たす専任の「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」を配置することにより、入院中の精神障がい者の地域生活への移行を引き続き進めます。

² 「広がり」と展開力のある地域移行」とは、大阪府立施設の入所者を中心とした地域移行だけではなく、民間施設や障がい児入所施設の入所者も含めた地域移行を進めるとともに、市町村との連携をより強化し、施設等からの退所・退院のみに着目するのではなく、地域の住まいや日中活動の場等の生活基盤の整備を促進することを表しています。

³ 「地域体制整備コーディネーター」は、施設入所者等に対する相談や情報提供等による意識醸成、保護者理解の促進、市町村や相談支援事業者等とのケース検討や利用調整、地域住民の理解促進等を行います。

- また、退院後も精神障がい者が通院や服薬等を継続しながら地域の一員として安心して暮らせるように、保健・医療・福祉関係者による圏域レベルにおける協議の場を保健所に設置し、大阪府、市町村が設置する協議の場と連携しながら、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を支援します。また、市町村に対しては、地域相談支援の活用等についても働きかけます。

【数値目標（平成32年度）】

- ・大阪府の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- ・すべての市町村に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- ・すべての保健所に、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
- ・平成32年度の1年以上長期入院患者数を平成28年度から1,000人減
- ・入院後3ヶ月時点の退院率：69%以上、
入院後6ヶ月時点の退院率：84%以上
入院後1年時点での退院率：90%以上

(2) 入所施設の今後の機能のあり方

- 入所施設が、施設内の一層の環境改善を図り、地域により開かれた運営を行うとともに、障がい者の地域生活を支えるサービス供給機能を強化し、地域移行を進めるための体験型の福祉ホームなど中間的なステップの場を展開できるよう、施設とともに考え、助言や職員への意識啓発等の支援を行います。
- 府立砂川厚生福祉センターにおいては、強度行動障がい者や社会関係障がい者など民間で対応が困難な障がい者に対する専門的な支援等のほか、新たな支援方策の研究や人材養成など、民間事業所の支援力向上に向けた取り組みを行います。

(3) 地域で暮らし続ける

① グループホームなど住まいの確保

- 少人数が暮らす住まいであるグループホームを、障がい者の地域での自立につながる暮らしの場として、また、住まいと支援を併せ持った居住支援の一形態として整備します。また、重度重複障がい者や医療的ケアが必要な障がい者など様々な困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備に向けた検討を進めます。
さらに、府営住宅をはじめとした公営住宅をグループホームとして活用するとともに、UR（都市再生機構）賃貸住宅や公社賃貸住宅においても、グループホームとしての活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。
- 公的賃貸住宅への障がい者のいる世帯の優先入居等について、事業主体の状況に応じ

て促進を図ります。

- 障がい者に対する民間賃貸住宅への入居促進に努めるとともに、住宅セーフティネット構築を目的とした、行政と不動産関係団体や居住の支援を行う団体等による居住支援協議会である「Osaka あんしん住まい推進協議会」において、生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、住宅部門と福祉部門の連携体制の構築にも取り組みます。
- 障がい者に配慮した住宅の整備・改造を促進します。

②必要な福祉サービスの確保

- 日中活動や介護、短期入所等のサービス提供体制の確保は、障がい者の地域生活に必要不可欠であることから、地域の実情に応じた計画的な基盤整備がなされるよう、市町村に働きかけます。
とりわけ、今後の障がい者等の高齢化・重度化や「親なき後」を見据えて、地域での暮らしの安心感を担保し、自立を希望する者に対する支援等を進めるため、障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等の整備を進めることが市町村に求められていることから、基盤整備も含めた取り組みが進むよう、必要な支援を検討します。その際には、地域生活支援拠点等の検討の場となる自立支援協議会の活性化や、制度・報酬に関する国への要望等も併せて行います。

【数値目標（平成32年度）】

- ・市町村単位もしくは圏域単位ごとに少なくとも一つ地域生活支援拠点等を設置

- 高次脳機能障がい者に対して、適切な時期に様々な障がい福祉サービス事業所できめ細やかに支援できるよう、個々の特性をふまえた支援の工夫等を共有できるよう連携強化を図ります。
また、難病患者等が福祉サービスの対象となった趣旨をふまえ、難病患者等への適切なサービス提供に向けて、事業者の支援等を行います。
- 障がい者の移動手段の確保や、身体障がい者補助犬の使用機会の提供などにより、個々の障がい者の社会参加・余暇活動を支えます。また、移動支援事業が適切な場面で利用できるように国や市町村に働きかけます。
- 必要なサービスが適正に供給されるよう、市町村や事業者等への助言・指導を行います。また、利用者本位の障がい者福祉制度が円滑に推進されるよう、国に対して必要な制度の改善を求めています。

③相談支援体制の強化

- 障がい者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題を汲み取り、きめ細かく対応して適切な福祉サービス等につなげていくため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携による相談支援体制の充実を図ります。

特に、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化を促進します。

【数値目標（平成32年度）】

- ・基幹相談支援センターを全ての市町村において設置

- 相談支援専門員が、さまざまな障がい種別に対応する能力や、福祉だけでなく就労や教育等さまざまな分野の知識を習得するとともに、専門的な助言や調整を行う力量を高め、複雑で困難な事例にも対応できるよう、研修等を充実します。相談支援に係る市町村への支援機能を持つ大阪府障がい者自立相談支援センターの専門性を活かし、相談支援専門員等の人材の育成に取り組みます。

また、ピアカウンセラーやピアサポーターが各相談支援事業所に配置されるよう、一層の普及を図ります。

- 大阪府発達障がい者支援センターの運営を通じて、発達障がいのある人やその家族に対する専門的な支援を行います。また、市町村の自立支援協議会を核としたネットワークを強化することで、地域の支援力を拡充します。

- 慢性疾患患者を含む難病患者や腎臓機能などの内部障がい者への当事者による相談支援窓口として開設された難病相談支援センターの一層の充実を図ります。

また、「難病児者支援対策会議」を設置し、医療、福祉、就労、教育等の分野や、患者家族の当事者の分野と連携した支援体制の構築をめざします。

- 「高次脳機能障がい相談支援センター」において、高次脳機能障がい者の支援に関する好事例等を収集・蓄積し、専門的な相談機能等の向上を図ります。

また、高次脳機能障がい者の支援に関わる市町村、医療機関、福祉サービス事業所等の職員に対する研修を通じ、関係機関の支援力の向上を図ります。

④自立支援協議会の機能強化

- 自立支援協議会は、地域における福祉サービスや相談支援体制の整備の中核となるものであり、障がい、医療、高齢など様々な分野の包括的な支援を見据え、さらにその活動が活性化するよう支援します。

とりわけ、地域移行・地域定着支援については、市町村の自立支援協議会等が中心となって、指定一般相談支援事業者と入所・入院中の障がい者をつなぎ合わせ、地域移行に至るまでの総合的な調整等の機能が担えるようにします。

- 市町村の自立支援協議会に対しては、その取り組み状況を整理し、課題や好事例を共有することで、その活性化を図ります。
- 大阪府障がい者自立支援協議会においては、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい者施策の充実に努めます。また、地域ごとの取り組みのばらつきを適切に把握し、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援等を通じて、大阪府全体の支援体制の底上げを図ります。

【数値目標（平成32年度）】

- ・地域移行に関する協議の場を全ての市町村において設置
- ・就労支援に関する協議の場を全ての市町村において設置

⑤地域福祉の視点

- 障がい者等援護を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。
また、地域福祉支援計画に障がい当事者のニーズを反映する取組みを進めます。地域福祉の推進を担う地域の社会福祉協議会が、障がい者福祉にさらに積極的に取り組むよう働きかけます。
- 身近な地域での相談活動を一層普及し、重層的なネットワークの構築を図るとともに、コミュニティソーシャルワーカー⁴が自立支援協議会に参画するなど、障がい者の相談支援機関との連携を進めます。

⑥障がい者に対する住民の理解

- 地域住民の理解を得ながら、知的障がい者や精神障がい者等のグループホーム等が円滑に設置できるよう、関係機関において積極的に広報・啓発などを行います。

⑦福祉サービスを担う人材の確保

- 福祉・介護人材の確保が全国的に厳しい情勢にある中で、関係機関と連携しながら取組みを推進します。また、様々な障がい種別や特性をふまえた計画的な研修の実施など、人材確保と合わせて資質の向上にも取り組めます。

(4) まちで快適に生活できる

⁴「コミュニティソーシャルワーカー」とは、地域において、支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を支援を必要とする人に結びつけたりすることをめざすコミュニティソーシャルワークを行う者をいいます。

- 「福祉のまちづくり」を推進し、建築物についてバリアフリーに関する基準の適合を義務づけるとともに、福祉のまちづくりに関する啓発を行います。
- 一体的・総合的なバリアフリー化を推進します。特に、既存の公共施設（道路、公園、公営住宅など）について積極的に施設改修等を実施し、バリアフリー化を進めます。
- 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称「バリアフリー法」）に基づき、障がい当事者等が参画した市町村協議会の運営支援や、基本構想未策定市町村に対し策定を要請するなど、駅などの公共性の高い施設及びそれらを結ぶ生活関連経路の円滑な移動を進めます。また、策定された基本構想についても施策の段階的・継続的な発展を図るなど、市町村等の関係者が、地域のバリアフリー化に積極的に取り組むよう支援します。
- 障がい者が安全に利用できるよう鉄道駅舎や踏切の安全の確保を図るとともに、ホームからの転落防止対策としての「可動式ホーム柵」などの設置等についての鉄道事業者の取組みを支援します。
- 車いす使用者用の駐車場の適正利用を促進するために、府民に対する啓発活動に取り組みます。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ①入所施設からの地域生活への移行	
<p>○入所施設利用者の地域移行の推進(生活基盤推進課)</p> <p>自立支援協議会における地域移行の取り組みや、基幹相談支援センター等に配置される地域体制整備コーディネーター等による施設入所者の意向確認、地域移行支援・地域定着支援の活用等により、入所施設からの地域移行が推進されるよう、市町村に対して働きかけます。</p> <p>また、入所施設に対して、施設利用者が地域移行するための支援計画の作成及びそれに基づく適切な支援を提供するよう指導します。</p> <p>施設入所者の削減については、地域移行が進んでも新たに入所を希望する者も見込まれ、施設入所者の減少を大幅に見込むことが困難なことから、施設入所に至ることなく地域で暮らし続けるための取り組みとして、必要な情報提供を行うことにより、市町村の地域生活支援拠点等の整備促進を図ります。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 100px; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>○入所施設利用者への意向調査の実施(生活基盤推進課)</p> <p>入所施設からの地域移行については、施設入所者の意向に基づいて地域移行の支援を実施することが重要であることから、施設入所者の暮らしに関する意向調査を定期的実施します。</p> <p>調査結果については、市町村に周知し、地域移行の取り組みに活用するよう働きかけます。</p>	<p>目標値</p> <p>障がい福祉計画策定前に実施</p> <p>次回調査時期:平成31年度末</p>
<p>○障がい児施設における地域移行の推進(地域生活支援課)</p> <p>福祉型障がい児入所施設における18歳以上の利用者については、援護の実施者である市町村と連携して、円滑な地域移行に向けた取組みを進めます。</p>	<p>目標値(平成32年度末)</p> <p>地域移行を進め、18歳以上の障がい児入所施設利用者ゼロ</p>
(1)入所施設や精神科病院から退所・退院して暮らす ②精神科病院からの地域生活への移行	
<p>○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(生活基盤推進課)</p> <p>退院可能な精神障がい者の円滑な地域移行を進めるため、市町村における新たなネットワークの構築をめざします。</p> <p>具体的には、平成29年度から平成31年度までの3年間の集中的な取り組みを実施し、入院期間1年以上の寛解・院内寛解患者の退院をめざします。専任の「地域精神医療体制整備広域コーディネーター」配置し、精神科病院が職員に対し実施する地域移行の理解促進のための研修や、地域移行に向けた支援が必要な患者を把握するためのとりくみ(院内茶話会や退院促進ピアサポーターによる支援など)を企画・実施し、対象者を市町村が設置する「精神障がい者の地域移行について協議する場(自立支援協議会専門部会等)」に繋ぎます。</p> <p>また、精神科病院と市町村及び相談支援事業所等地域の関係機関(医療と地域生活)のつながりを構築するため、障がい保健福祉圏域(保健所圏域)ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。都道府県の協議の場(府障がい者自立支援協議会地域支援推進部会精神障がい者地域移行推進ワーキンググループ)とあわせた3層構造で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をバックアップし、精神障がい者が医療を継続しながら地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう支援します。</p>	<p>目標値(平成32年度)</p> <p>①大阪府の保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する</p> <p>②すべての市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。</p> <p>③すべての保健所圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。</p> <p>④1年以上長期入院者数を平成28年度の9,823人から1,000人減の8,823人とする。</p> <p>⑤入院後3ヶ月時点の退院率は69%以上、入院後6ヶ月時点での退院率は84%以上、入院後1年時点での退院率を90%以上とする。</p>
(2)入所施設の今後の機能のあり方	
<p>○障がい者支援施設における施設入所支援サービスの充実等(生活基盤推進課)</p> <p>施設が地域により開かれた運営を行うよう助言していくとともに、入所者の社会生活能力を高めるよう、施設が個別支援計画に基づいて行う支援について、集団指導等により助言・指導を行い、利用者サービスの向上を図ります。</p> <p>また、地域生活支援における入所施設が果たすべき役割について検討していきます。</p>	
<p>○大阪府立障がい者支援施設の運営(地域生活支援課)</p> <p>大阪府立砂川厚生福祉センターについて、強度行動障がい者や社会関係障がい者など民間で対応が困難な障がい者を支援する特化型施設として、専門的な支援と地域移行に向けたアセスメントを行うとともに、新たな支援方策の研究、人材養成研修など民間事業所の支援力向上に向けた取組みの実施を図ります。</p>	

<p>○施設職員等に対する研修の実施(指導監査課) 施設職員の障がい者への理解を高めるとともに資質向上を図るため、リスクマネジメント、個人情報保護、人権研修、利用者本位の支援、感染症予防対策やセーフティネットのソーシャルインクルージョン等にかかる研修を、一般職員から法人役員や施設長などの管理者まで、各階層ごとに実施します。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>(3)地域で暮らし続ける ①グループホームなど住まいの確保</p>	
<p>○障がい者グループホームの設置促進(生活基盤推進課、都市居住課、経営管理課) 障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームの整備助成や、公営住宅の空き家の活用、民間賃貸住宅の活用により、住まいの場であるグループホームの量的確保に努めます。 グループホームの設置については、公営住宅の活用のほか、UR(都市再生機構)賃貸住宅や公社賃貸住宅のグループホームの活用について、関係団体と連携を図りながら実施します。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>○グループホーム世話人の資質向上(生活基盤推進課) グループホームにおける支援の充実を図るため、さまざまな障がいに対応した研修を実施し、世話人等の資質向上に努めます。</p>	
<p>○様々な困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備(生活基盤推進課) 地域生活支援拠点等の整備においても重要な課題の一つとして位置付けられている重度重複障がい者や医療的ケアが必要な障がい者等の利用も含め、様々な困難事例に対応し得る質の高いグループホームの整備促進のための検討を行います。</p>	
<p>○公営住宅の障がい者向け募集の実施(都市居住課、経営管理課) 障がい者向け住宅の供給確保を図るため、府営住宅において、特別枠(「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」)により入居者を募集する優遇制度を実施しています。 市町営住宅においても、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」(平成28～37年度)に基づき、障がい者のいる世帯や高齢者世帯の優先入居等の促進を図ります。</p>	<p>目標値 府営住宅については、公募戸数の概ね6割を福祉世帯向けなどの特別枠で募集しており、引き続きその確保を図る</p>
<p>○障がい者に配慮した公的賃貸住宅の整備・改善の促進(都市居住課、経営管理課) ▼府営住宅の取組 ・建替事業を行う住戸において、「手すりの設置」、「段差の解消」、「広い廊下幅」等バリアフリー化された「あいあい住宅」を建設します。 ・既存住戸については、住戸内の段差解消や手すり設置等(「住戸内バリアフリー化事業」)を実施し、その対象はバリアフリー化されていないすべての住宅(撤去予定のものを除き、エレベーターのない3階から5階の住宅も含む)とし、計画的に事業を進めます。 ・団地敷地内の住棟アプローチや敷地内の主要な通路の段差解消等を引き続き実施し、入居者が頻繁に利用する箇所のバリアフリー化(「団地内バリアフリー化事業」)に努めます。 ・入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、原則として、すべての団地を対象としてエレベーターの設置(「中層エレベーター設置事業」)を計画的に進めます。 ・建替事業において、車いす常用者世帯向けの住宅「MAIハウス」を建設するとともに、既存住戸の改善により車いす常用者向け住宅を供給します。 ▼市町営住宅の取組 ・建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化を促進します。 ・既設住宅におけるバリアフリー化を促進します。 ・エレベーターのない既設の中層住宅におけるエレベーターの設置を促進します。 ・耐震化事業を促進します。 ▼公営住宅以外の公的賃貸住宅の取組 ・建替え時等における住戸内や屋外のバリアフリー化を促進します。 ・既設住宅における屋外のバリアフリー化を促進します。 ・都市再生機構賃貸住宅におけるエレベーターの設置に伴う高齢者向け優良賃貸住宅への改良を促進します。 ・耐震化事業を促進します。</p>	<p>目標値 ※「大阪府営住宅ストック総合活用計画」(平成28～37年度)に基づく目標 建替事業:8,000戸 住戸内バリアフリー化事業:12,000戸 団地内バリアフリー化事業:7団地 中層エレベーター設置事業:2,650基 車いす常用者世帯向け住宅整備事業:170戸</p>

<p>○民間賃貸住宅への入居促進(都市居住課・建築振興課)</p> <p>▼大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度 民間賃貸住宅に入居を希望する高齢者や障がい者が円滑に入居できるよう、高齢者や障がい者をはじめとした住宅確保要配慮者の入居を拒まない「あんしん賃貸住宅」のさらなる登録促進を図ります。特に、耐震性や一定の居住面積を有する住宅を「あんぜん・あんしん賃貸住宅」として登録を促進します。</p> <p>▼指導監督基準の周知・啓発と適正な運用 「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」では、宅地建物取引業者が、障がい者等であるという理由だけで、民間賃貸住宅の入居申込みを拒否する行為を行政指導の対象としています。宅地建物取引業者には研修等を通じてその周知・啓発を行うとともに、違反業者に対しては、同基準に基づく必要な指導等を行います。</p> <p>▼生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供 「Osaka あんしん住まい推進協議会」ホームページなどによる生活支援サービス等の内容や相談先等の情報提供を行います。また、高齢者等の相談に応じる機会の多い市町村の福祉関係窓口や地域包括支援センター、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等において、住まいに関する相談時に「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」を紹介してもらうなど、住宅部門と福祉部門との連携体制の構築にも取り組みます。</p>	<p>目標値 ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度の登録住宅戸数 耐震性能など一定の質を備えた「あんぜん・あんしん賃貸住宅」 20,000戸(平成37年度) ・宅地建物取引業者が人権に関する指導監督基準の規制内容について認識している割合:100%(平成32年度)</p>
<p>○障がい者向け住宅の確保(都市居住課)</p> <p>障がい者の地域生活の基盤となる、一定のサービスを受けながら住むことができる障がい者向け住宅を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の空住戸を利用した居住促進に向け、目的外使用や登録廃止など必要な手続きの整理と、見守りや生活相談サービス等を受けることができるような仕組みを検討します。</p>	
<p>○住宅のバリアフリー化に対する支援(都市居住課、生活基盤推進課)</p> <p>「大阪の住まい活性化フォーラム」において、リフォーム事業者の技術力向上の一環として、「高齢者及び障がい者向け住宅改造相談のための研修」を実施し、リフォーム工事と併せたバリアフリー化を促進します。</p> <p>高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅の空家の耐震化・バリアフリー化・省エネルギー化リフォームを支援する制度(国補助事業)の活用を促進します。</p> <p>また、重度障がい者等の住宅を障がいの程度及び状況に応じて安全かつ利便性に優れたものに改造する場合に、改造費用を助成する市町村を支援します。</p>	
<p>○生活福祉資金(住宅貸付)の貸付(社会援護課)</p> <p>障がい者等を含む世帯に対して、住宅の増築、改築、拡張、補修、保全に必要な経費の貸付を行います。</p>	
<p>(3)地域で暮らし続ける ②必要な福祉サービスの確保</p>	
<p>○障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備(生活基盤推進課)</p> <p>「親なき後」や自立生活を目指す障がい者等が、自立に向けた体験や、相談支援を中心とした地域定着支援等を活用し、地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村に対して地域生活支援拠点等の整備を進めるための必要な助言等を行います。</p> <p>地域生活支援拠点等の整備にあたっては、府内市町村が協議の場を持ち、地域生活支援拠点等の整備圏域ごとに、利用者のニーズを把握し必要な社会資源の整備を含めた全体像を描きながら整備を進められるよう、必要な情報提供や助言を行います。</p> <p>広域的な対応が必要な機能については、府内市町村が整備する地域生活支援拠点等の状況を把握し、必要な支援策の検討を行います。</p>	<p>目標値(平成32年度末) 市町村単位もしくは圏域単位で少なくとも一つを整備</p>
<p>○生活訓練・指導の実施(自立支援課)</p> <p>障がい者の社会活動への参加と自立を促進するとともに、家庭及び社会生活の改善向上を図るための訓練指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音声機能障がい者発生訓練事業 ・その他身体障がい者生活訓練事業 など 	

<p>○在宅難病患者一時入院確保事業の実施(地域保健課)</p> <p>医療的ケアが必要な在宅難病患者が介護者の疾病等の理由により、緊急に在宅での介護等を受けることが困難になった場合、大阪府が指定した医療機関への補助により、一時入院することが可能な病床を確保することで、当該患者の安定した療養生活の確保と介護者の福祉の向上を図ります。</p>	
<p>○高次脳機能障がい者の地域生活支援(地域生活支援課)</p> <p>高次脳機能障がいの特性や障がい受容等の段階に応じて、適切な時期にさまざまな障がい福祉サービス事業所等できめ細かな対応をすることにより、安定した地域生活が送れるように、市町村をはじめとする支援者に「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」の普及と活用を促します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」を活用した研修会の実施 1回以上/年</p>
<p>○身体障がい者補助犬の普及促進(自立支援課)</p> <p>障がい者の自立と社会参加を一層推進するため、身体障がい者補助犬を必要とする府民の方々に対し、使用機会を提供するとともに、その普及・啓発を行い、補助犬の同伴に対する理解促進に努めます。</p>	
<p>○リフト付き福祉タクシーの利用促進(自立支援課)</p> <p>障がい者の社会参加を促進するため、大阪福祉タクシー運営連絡協議会と連携し、総合窓口である「大阪福祉タクシー総合配車センター」を活用した利用者の利便性の向上、また、利用者に対するリフト付き福祉タクシーの広報・啓発活動に努めます。</p>	
<p>○福祉有償運送の推進(地域福祉課)</p> <p>社会福祉法人やNPO法人等の非営利法人が、公共交通機関を利用して移動することが困難な人を対象に、有償で行う移送サービスである福祉有償運送について、制度周知や広域的な調整を行います。</p>	
<p>○指定事業者等に対する指導等(生活基盤推進課)</p> <p>指定障がい福祉サービス事業者・施設等に対し、指定時の研修や毎年行う集団指導において、利用者の人権や障がい特性に配慮した助言・指導を実施します。</p> <p>また、個別の事業者に対して、実地指導を行い、虐待の防止や適正な支援が実施されているかの確認・助言・指導を行い、障がい福祉サービス等の質の向上を図ります。</p>	<p>目標値</p> <p>毎年、集団指導を実施</p>
<p>○利用者本位の障がい者福祉制度の推進(障がい福祉企画課)</p> <p>障がい者福祉制度が円滑に運営されるよう、ホームページや広報物により、制度内容や改正点等について利用者等への周知を図るとともに、障がい福祉サービス利用等の実態についての調査をふまえ、国に対し利用者負担のあり方等、制度の改善に向けた要望を実施するなど、利用者本位の障がい者福祉制度の円滑な推進を図ります。</p>	
<p>○市町村との連携(障がい福祉企画課)</p> <p>障がい者施策を推進し、身近な地域で障がい者が必要な障がい福祉サービスを利用できる体制を整備するため、市町村とのワーキングの開催等、連携を図るとともに、市町村に対し必要な助言を行います。</p>	
<p>(3)地域で暮らし続ける ③相談支援体制の強化</p>	
<p>○市町村の相談支援の充実(地域生活支援課)</p> <p>障がい児者ニーズの多様化を踏まえ、きめ細やかで適切な支援のため、地域の実情に応じた関係機関の明確な役割分担と有機的な連携といった相談支援体制の充実・強化に向けた取組みに対し支援を行います。</p> <p>また、都道府県相談支援体制整備事業によるアドバイザーの派遣を行い、地域における相談支援の中核となる基幹相談支援センターの設置や機能強化及び自立支援協議会の活性化を促進します。</p>	<p>目標値(平成32年度)</p> <p>すべての市町村で基幹相談支援センターを設置</p>
<p>○ケアマネジメントの推進(地域生活支援課)</p> <p>障がい児者の想いに寄り添ったサービス等利用計画の作成や、関係機関との連携に基づき適切な支援が行える相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上のために、能力や経験等に応じた段階的な研修等の機会を確保し、地域での指導的な役割を担う相談支援専門員の拡充に努めるなど、地域全体でスキルアップとフォローアップを行う仕組みの構築に向け、市町村を支援します。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>

<p>○発達障がい児者施策の充実(地域生活支援課)</p> <p>大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)の運営を通じて、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいのある人及びその家族に対する専門的な相談支援や就労支援等を行います。</p> <p>また、「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣し、市町村の支援体制の整備に向けた相談や助言、困難なケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じたオーダーメイド型研修等を実施するなど、市町村の自立支援協議会を核としたネットワークを強化することで、相談機能・地域の支援力を拡充します。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>○難病患者に対する相談支援機能の充実(地域保健課)</p> <p>「難病児者支援対策会議」を設置し、医療、福祉、介護、保健、就労・就業、教育、患者家族の当事者の分野と連携した支援体制の構築をめざします。</p> <p>また、複雑、多様化する患者ニーズに対応し、地域で安定的に療養生活できるように、「保健所、保健センター、保健福祉センター」をはじめ、「大阪難病医療情報センター」、「大阪難病相談支援センター」との相談体制の充実を図ります。</p>	
<p>○高次脳機能障がい者に対する支援(地域生活支援課)</p> <p>全国の拠点である国立障害者リハビリテーションセンター主催の研修会等に参加し、支援に関する好事例等を収集・蓄積することで、高次脳機能障がい支援コーディネーターのスキルアップを図ります。</p> <p>また、市町村のバックアップや府内関係機関(市町村・医療機関・福祉サービス事業所等)に対する研修を通じ、高次脳機能障がい者に対する支援の工夫等を伝えることで、府内関係機関の支援力の向上を図ります。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>地域の先進的な支援手法等を集めた事例集を作成及び配布</p>
<p>(3)地域で暮らし続ける ④自立支援協議会の機能強化</p>	
<p>○市町村の自立支援協議会の活性化に向けた支援(障がい福祉企画課)</p> <p>地域における関係機関のネットワーク組織である自立支援協議会について、その活性化や機能強化を図るための支援を行います。</p> <p>具体的には、地域自立支援協議会の専門部会の設置状況を大阪府全体で整理し、大阪府自立支援協議会において情報共有するとともに、取り組みが進んでいない地域の要因分析と、その改善策について検討します。また、地域自立支援協議会同士の情報交換の機会を設けることで、課題や好事例を共有し、取り組みの活性化を図ります。</p>	<p>目標値(平成32年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行に関する専門部会等をすべての市町村において設置 ・就労支援に関する専門部会等をすべての市町村において設置
<p>○大阪府障がい者自立支援協議会の運営(障がい福祉企画課)</p> <p>大阪府障がい者自立支援協議会を運営し、地域課題の収集・検討を行うとともに、地域移行や就労施策など主要課題の進捗状況の把握やあり方等について協議し、府域における障がい福祉施策の充実に努めます。</p> <p>また、地域ごとの取り組みのばらつきを適切に把握し、どの地域で暮らしていても自立生活と社会参加が実現されるよう、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを行うことで、全体の底上げを図ります。</p>	
<p>(3)地域で暮らし続ける ⑤地域福祉の視点</p>	
<p>○地域福祉支援計画に基づくセーフティネットの構築(地域福祉課)</p> <p>広域自治体として有する多様な行政資源や人材・ネットワーク等を通じて、個々の市町村や地域社会にとどまらない広域的・専門的な課題の解決に取り組むとともに、社会福祉を目的とする各分野と連携強化を図ることで、府域における地域福祉のセーフティネットの充実・強化に努めます。</p>	
<p>○地域福祉支援計画への障がい当事者ニーズの反映(地域福祉課)</p> <p>地域福祉の計画に反映するため、障がい当事者のニーズの把握に努めます。</p>	
<p>○市町村における地域福祉セーフティネット構築のための取り組み(地域福祉課)</p> <p>障がい者等援護を要する人を早期に発見し、必要なサービスにつなげていくため、市町村の小地域ネットワーク活動推進事業、コミュニティソーシャルワーカー等配置事業等に対し、地域福祉・子育て支援交付金による財政的支援を行うことにより、市町村における地域福祉のセーフティネットの構築を支援します。また、コミュニティソーシャルワーカーや障がい者相談支援事業所など地域福祉のコーディネーターの協働体制づくりの具体的な方策について検討を進め、分野を横断した支援施策の総合化に取り組めます。</p>	

<p>○福祉基金による助成(地域福祉課) 地域福祉活動の振興や府民の福祉意識の向上に寄与する事業(障がい者や高齢者、児童などへの支援等)に助成を行い、府民の自主的な社会福祉活動を支援します。</p>	
(3)地域で暮らし続ける ⑥障がい者に対する住民の理解	
<p>○施設コンフリクトの解消(人権擁護課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 「施設コンフリクトの解消と人権が尊重されたまちづくりに向けた大阪府の基本方針」に基づき、障がい者等の自立を進めるための基盤となる福祉施設等の設置に際して周辺住民との間におこる施設コンフリクトの解消に向けた取組みを継続・強化します。 「人権局ホームページ」の活用も含め、障がいに関する府民の理解と認識が深まるよう、広く啓発に取り組みます。また、地域住民に理解されるよう、障がい福祉施設等の設置者が、日常的に地域交流を進めるよう指導します。 なお、コンフリクトが発生した際には、施設や関係機関等と協力して、コンフリクトの解決に努めます。</p>	
(3)地域で暮らし続ける ⑦福祉サービスを担う人材の確保	
<p>○福祉人材の確保に向けた総合的な取組み(地域福祉課) 他の職種に比べて有効求人倍率が高い水準で推移する等、福祉・介護人材の確保は全国的に厳しい情勢にあります。福祉・介護サービスを充実させ、福祉・介護の基盤を支える人材を確保するため、大阪福祉人材支援センターの活用やハローワーク等関係機関と連携し、より効果的な手法により人材の確保・定着に努めるなど総合的な取組みを進めます。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 保留 </div>
<p>○大阪府福祉人材支援センターの運営(地域福祉課) 社会福祉施設等の福祉の現場において安定した人材確保を図るため、大阪府福祉人材支援センターを運営し、福祉人材の確保及び養成の支援につながる各種事業を実施します。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 保留 </div>
<p>○ホームヘルパー・ガイドヘルパー等の養成(地域生活支援課、地域福祉課) 身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者等異なるさまざまなニーズに対応できるホームヘルパー等の確保を図るため、養成研修を実施するとともに、現在従事しているホームヘルパーに対して、利用者のニーズに応じて適切にサポートできる技能を向上するための研修を実施します。 また、屋外での移動が困難な障がい者に対して外出のための移動を支援する同行援護従業者及びガイドヘルパー(全身性障がい、知的障がい及び精神障がい)を確保するため、研修事業者の適切な指定等に努めます。</p>	<p>目標値 介護職員初任者研修修了者(ホームヘルパー)を対象とした研修を毎年1回実施</p>
<p>○保育士や放課後児童クラブ指導員等に対する研修の実施(子育て支援課) 府内における保育所、認定こども園等における保育士、放課後児童クラブ指導員等を対象に、障がい児保育に係る知識や技術に関する研修を実施し、資質の向上、発達障がい児及び医療的ケア児等への理解促進を図ります。</p>	<p>目標値 保育士・指導員等を対象とした必要な知識や技術を習得する研修を毎年1回実施【年100名以上受講】</p>
<p>○精神保健福祉関係機関職員研修の実施(地域保健課) こころの健康総合センターを中心に精神保健に関する年間研修計画を作成し、精神保健福祉関係機関職員を対象に、障がい特性に応じた専門的な支援や、障がい者の権利擁護の視点を持った支援を実施できる人材の養成を図ります。</p>	<p>目標値(平成32年度) 精神保健福祉関係機関職員を対象とした教育研修を年3回(ベーシック・ステップアップ・スキルアップ各1回)実施する。 自殺対策研修・依存症対策研修を年各1回以上実施する。</p>
<p>○サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(地域生活支援課) 事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」又は「児童発達支援管理責任者」を養成します。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 保留 </div>
<p>○強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修、実践研修)(地域生活支援課) 強度行動障がいを有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成(基礎研修)及び強度行動障がいを有する者等に対し、適切な障がい特性の評価及び支援計画の作成</p>	<p>目標値 強度行動障がい支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)を実施</p>

<p>ができる職員の人材育成(実践研修)を実施します。</p>	
<p>(4)まちで快適に生活できる</p>	
<p>○福祉のまちづくりの推進(建築企画課)</p> <p>すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる「福祉のまちづくり」を実現するため、「福祉のまちづくり条例」を制定しています。</p> <p>条例の理念や趣旨、法や条例に規定する基準等を記載し、施設的设计や維持管理時における配慮事項等をわかりやすくまとめた「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」を策定し、府民や事業者等に啓発し活用していただくことで、ハード・ソフト両面にわたって福祉のまちづくりを推進しています。</p> <p>また、大阪府の特定行政庁や指定確認検査機関と連携を図り、円滑な基準適合義務の運用を図ります。</p>	
<p>○府有建築物の福祉整備の推進(建築企画課、公共建築室計画課)</p> <p>府有建築物の新築・建替にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例に適合するように整備します。</p> <p>また、不特定多数の府民が利用する既存府有施設について、大阪府福祉のまちづくり条例に沿った福祉整備を推進するとともに、施設利用者向けに、施設のバリアフリーに関する情報発信を促進します。</p>	
<p>○府営公園の整備(公園課)</p> <p>大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、新ハートフル事業として、障がい者や子どもから高齢者まであらゆる人々が安心して利用できるよう整備を行います。</p>	
<p>○バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進(建築企画課)</p> <p>駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、公園等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想を作成する市町村に対し、関係部局が連携し、作成の進め方・事業手法や補助制度・進捗管理等に関して、情報提供や助言を行うことにより、地域のバリアフリー化を効果的に推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>平成27年度末時点の実績(32市1町、134地区)をふまえ、未策定市町村での早期作成をめざす。</p>
<p>○交通安全施設等整備事業の推進(道路環境課)</p> <p>安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道、自転車歩行者道の整備や歩道の段差改善、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>・「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、移動等円滑化を実施</p> <p>・府管理道路の特定道路指定地区数 55 地区(52.50 km)</p>
<p>○バリアフリー対応型信号機の整備(府警本部交通規制課)</p> <p>障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、主要な生活関連経路において整備すべき信号機については、道路管理者との連携を図るとともに、地元住民等の合意を得ながら、バリアフリー法の基本方針に基づき、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応信号機等の整備を推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>「バリアフリー法」基本方針に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路に設置されている信号機等について、視覚障がい者用付加装置、高齢者等感応信号機等による移動等円滑化を実施</p>
<p>○鉄道駅舎の移動等円滑化の促進(建築企画課)</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の基本方針をふまえ、市町村が策定するバリアフリー基本構想に基づき、鉄道事業者が実施するエレベーターの設置や段差解消などの移動円滑化事業を促進します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>「バリアフリー法」基本方針に基づき、鉄軌道駅の構造等の制約条件をふまえ、可能な限り移動等円滑化を実施</p>
<p>○鉄道駅舎や踏切の安全確保の取組み(都市交通課、建築企画課)</p> <p>鉄道利用者の安全確保及び障がい者や高齢者等の移動の円滑化を図るため、鉄道事業者が実施する既存駅の可動式ホーム柵整備事業について、府内の平均的な乗降客数が一日当たり5千人以上の駅を対象に地元市と協調して国と同等の補助を行う補助制度を創設しており、今後とも、整備補助の活用などにより、可動式ホーム柵設置の促進が図られるよう努めます。</p> <p>事業者に対しては、国、府、市町村、事業者などにより構成する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」の場等において、可動式ホーム柵設置の働きかけを行います。</p>	

<p>す。</p> <p>また、国土交通省や鉄道事業者が実施する踏切や駅舎の安全推進のための啓発事業等との連携を図ってまいります。</p>	
<p>○車いす使用者用駐車場の適正利用の促進(障がい福祉企画課、建築企画課)</p> <p>車いす使用者用駐車区画に一般の人が駐車するなど、真に必要とする人が利用できない状況がみられるため、適正利用の促進に向けて、府民や事業者等への啓発を行うとともに、車いす使用者用駐車区画に加え、その他の配慮を必要とする人のためのスペース(ゆずりあい駐車区画)の両方を整備する「ダブルスペース」の取組みを推進します。</p> <p>また、利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にして、不適正な駐車抑制をめざす「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の更なる普及に努めます。</p>	

Ⅱ 生活場面「学ぶ」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

【めざすべき姿】

障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる

【現状の評価と課題】（P.O～P.O参照）

大阪府では、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に教育を推進するとともに、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの多様なニーズに応じたきめ細かな教育を推進してきました。その結果、小中学校においては支援学級の設置数が全国に比べて多くなっており、高等学校においても、ともに学ぶための先進的な取り組みが進んでいます。一方で、大阪府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率が全国平均を下回っているとの課題があります。

現在、児童生徒・保護者の意識やニーズは多様化しており、この多様化したニーズに対応できるよう、国の動きもふまえ、児童生徒の可能性を伸ばす教育環境をさらに整備するとともに、本人や保護者の意向を尊重することを再確認し、障がいのある児童生徒に多様な進路選択を提供していくことが必要です。

また、発達に課題のある幼児・児童が、早期に地域で質の高い療育を受けることができるよう、未就学児から就学児まで一貫した療育、教育の充実を図るため、関係機関の連携も図っていきます。

さらに、学校卒業後においても、日常生活や社会生活への対応力や職業能力・技能を身につけ、地域社会の一員として、自立生活が送れるよう支援します。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（1）早期療育を受ける

① 乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実

- 障がいや発達の遅れを早期に発見するため、乳幼児健診の受診率の向上に努めるとともに、健診において「要支援」と判定された乳幼児への支援を行います。

②療育支援の充実

- 身近な地域で障がいの受容への支援を含め療育指導・相談等が受けられるよう、障が

い児及びその保護者に対する相談支援体制を充実します。また、市町村単位で構築される障がい児関係機関ネットワークの充実強化を図ります。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・障がい児相談支援実施市町村数：43（すべての市町村）
- ・障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数：41（指定都市を除くすべての市町村）

- 障がい児が身近な地域で療育を受けることができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保と質の向上に努めます。とりわけ、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、重症心身障がい児を支援する事業所を確保します。
- さらに、地域における障がい児支援の中核となる児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける保育所等訪問支援の実施を図る市町村を支援します。
また、在宅の障がい児の地域生活を支えるため、通所支援事業所等に対して機関支援を行います。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・児童発達支援センター設置市町村数：○
- ・保育所等訪問支援実施市町村数：○

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所：○
- ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所：○

③発達障がいのある幼児・児童に対する支援

- 乳幼児健診における発達障がいの早期発見・早期発達支援につなげるための『発達障がいの早期発見のための問診項目』が導入された問診票が効果的に活用されるよう、市町村を支援します。また、保健師や幼稚園教諭・保育士等を対象とした人材育成を、関係機関と連携しながら継続して実施します。
さらに、保護者による子どもの発達状態の理解を補助する装置の導入を市町村に促します。
- 医師の発達障がいに対する理解を深めるとともに、発達障がいの診断ができる医療機関を確保するため、小児科医等を対象として臨床における実習も含めた体系的な研修を実施するとともに、医療機関情報の整備・公表を進めます。

- 発達障がい児に対する医療的なケア（入院、専門外来診療）や、地域の保健福祉関係機関等との連携を進めます。
- 市町村において、質の高い専門的な療育支援や家族支援を行うことができるよう、各二次医療圏に配置した発達障がい児療育拠点の人材育成機能を活用し、児童発達支援センターや児童発達支援事業所等に対する人材育成や機関支援等を行います。
- 発達障がい児の保護者が、子どもへの効果的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニングが実施され、さらに継続した取り組みがなされるよう市町村を支援します。
また、発達障がい児の保護者が相談相手となり、他の発達障がい児の保護者を支援するペアレント・メンターの普及に取り組むとともに、ペアレント・プログラムの導入について市町村の支援を行います。
- 発達障がい児者がライフステージの変化に影響されることなく継続した支援が受けられるよう、取り組みを進めます。

（２）教育を受ける

①幼児教育の充実

- 幼児段階の幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がいのある幼児と障がいのない幼児がともに遊び、学ぶ機会を拡充します。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等において、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を充実するとともに、支援情報を適切に引き継ぐよう、小学校と連携を図ります。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。

②小・中学校教育の充実

- 義務教育段階においては、地域の小・中学校でともに学ぶことの意義を十分に認識し、本人や保護者の意向を最大限尊重し、通常の学級や支援学級において適切な教育を受けることができるよう、授業づくりや集団づくり等、個々の児童生徒の状況に応じた教育内容の充実を図ります。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師等の配置の促進に努め、福祉・医療の連携を図るとともに、一人ひとりの状況や具

体的場面等に応じた合理的配慮について、本人や保護者との対話を通じた柔軟な対応が図られるよう、市町村教育委員会に促していきます。

- 通常の学級に在籍しながら適切な支援を受けることができる通級指導教室¹の充実を図ります。
- 障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、障がいのある児童生徒に関わる教員の資質向上を図ります。
- 障がいのある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、学習環境の整備に努めます。

③後期中等教育の充実

- 大阪府立高等学校入学者選抜の受験に際しては、障がいがあるという理由で、高等学校に就学する機会を失うことのないよう、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験上の配慮を行います。また、私立高等学校受験時における配慮についても、私学団体を通じて私立学校に要請します。
- 高等学校においては、入学時に生徒の状況やニーズ等を把握し、「個別の教育支援計画」の作成を通じて、教育の充実や教育環境の整備を図ります。
また、障がいについての理解を深めるための教職員研修の実施や、障がいのある生徒が在籍する高等学校において、臨床心理士などの専門的知識を持つ人材や、障がいの状況に応じた学校生活の支援を行う学校生活支援員を配置します。
- 大阪府立高等学校において、医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師の配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。
- 大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実を図るために設置された「自立支援推進校²」と「共生推進校³」については、これまでの「ともに学び、ともに育つ」教育の成果を府内の高等学校で共有し、支援教育の充実を図るとともに、知的障がいのある生徒の後期中等教育の教育環境について、これまでの成果と課題を踏まえながら一層の充実を図ります。

¹ 「通級指導教室」とは、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が各教科等の学習は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた必要な指導・支援を通級指導教室で受けることができる制度です。

² 「自立支援推進校」とは、知的障がいのある生徒が高等学校の学籍で、カリキュラムや授業内容を工夫し、障がいのあるなしに関わらず、高校でともに学ぶ取組みとして、平成18年度から制度化したものです。

³ 「共生推進校」とは、支援学校の学籍で、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の共生推進教室を府立高等学校に設置し、両校の連携のもと、高等支援学校の生徒が、高等学校の生徒とともに学び、交友を深めていく取組みとして、平成18年度から制度化したものです。

- 「個別の教育支援計画」をふまえ、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学等の機会を充実するなど、進路指導を充実します。

④大阪府立支援学校の充実

- 平成 28 年度に大阪府域を含めた府内の知的障がい支援学校在籍者数の将来推計を実施したところ、今後も児童生徒数の増加が予測されることから、知的障がいのある児童生徒の今後の教育環境のあり方について、対応方策の検討を進めます。
- 児童生徒の通学確保のため配置している通学バスについて、増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定に努めます。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・片道の通学バスの乗車時間：乗車時間を 60 分以内

- 支援学校と小学校、中学校、高等学校等の間において、保護者のニーズや児童生徒の障がいの状況等をふまえ、交流及び共同学習を一層推進します。また、福祉医療関係の専門的知識を持つ人材の配置を通じて、自立活動等の充実を図ります。

⑤就労・自立に向けた教育の充実

- 学校教育において、子どもたちがそれぞれの個性を最大限に発揮し、自立して生きていくために必要な能力や態度を育むためのキャリア教育を推進します。
大阪府立知的障がい支援学校高等部の卒業生の就職率の向上に向け、職業教育を充実します。また、教育、就労、福祉等の関係機関が連携し、卒業生の職場定着を支援します。
- 支援学校は、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等との連携や自立支援協議会への参画等を通じて、就労に関係するネットワークづくりを行い、進路指導を充実します。また、支援学校卒業生が自信を持って社会生活を送れるよう、必要な授業の提供と職場実習を受ける機会を拡充します。

⑥個別の教育支援計画等の充実

- 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた就学を進めるため、本人や保護者の意向を尊重しながら、就学に関する適切で多様な情報を提供するとともに、就学後も一人ひとりの将来の自立を見据えた教育相談機能を充実します。
- 小学校、中学校のすべての学校で、高等学校では必要のある生徒が在籍している学校で「個別の教育支援計画」を作成します。また、それに基づき作成する「個別の指導計

画」について、内容の充実を図ります。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・「個別の教育支援計画」を作成している小学校及び中学校の割合：100%の維持
- ・「個別の教育支援計画」を作成している高等学校の割合：100%

⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮

- 支援学校が地域の支援教育の充実を推進するセンターとしての役割を發揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけでなく、医療・労働・福祉等の関係機関と連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。

大阪府立支援学校のリーディングスタッフ⁴が市町村のリーディングチーム⁵等と連携し、地域の小・中学校等における校内支援体制の構築や、教職員の専門性の向上をサポートする取組みを強化するとともに、引き続き校種間や地域関係機関との連携に努めます。「個別の教育支援計画」を軸とした、校種間の支援の連携や地域関係機関との支援ネットワークの構築などに取り組みます。

- 支援学校の教職員の専門性の向上を図るため、校内外における研修の充実に努めるとともに、特別支援学校教諭免許の取得を促進します。また、来校相談等に対応する校内組織体制の充実を図ります。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・特別支援学校教諭等免許保有者の割合：100%

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・地域支援室の設置：44校1分校
(リーディングスタッフ配置の府立支援学校)

⑧高等教育の充実

- 公立大学法人大阪府立大学において、障がいのある学生の修学機会を確保するため、全学的な相談・支援体制の整備、教育上の合理的配慮の提供など、障がいの状態に応じた適切できめ細やかな支援を行うよう働きかけます。

⑨インクルーシブ教育の推進

⁴ 「リーディングスタッフ」とは、小・中学校への巡回相談、研修会の講師を務めるなど、府内の支援教育の中核となって指導的役割を果たす教員をいいます。

⁵ 「市町村のリーディングチーム」とは、市教育委員会担当指導主事・コーディネーター・通級担当者・支援学級担当者等、複数の関係者で構成する支援チームをいいます。

- 教育全般を通じて、障がいのある児童生徒が排除されることなく、一人ひとりへの必要な配慮が提供されるよう、障がいのない児童生徒とともに学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育を推進します。

(3) 地域で学ぶ

- 障がい者の学習意欲に応え、図書館や公民館などの社会教育施設等において学習できる機会を充実します。
- 障がい者の学習の可能性を拡大させるICT⁶を積極的に活用します。

⁶「ICT」とは、Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関する技術の総称をいいます。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1) 早期療育を受ける ① 乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実	
<p>○乳幼児健康診査等の実施(地域保健課) 市町村において、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に結びつく適切な健康診査と保健指導とともに、虐待予防を含む育児支援にも重点を置いた健康診査が実施できるように支援します。</p>	
<p>○先天性代謝異常等検査の実施(地域保健課) 新生児における心身障がいの原因になる疾患(疑い)を早期発見し、早期に治療が出来るように支援します。</p>	
<p>○要支援児童の早期発見と支援の充実(家庭支援課) 市町村の障がい児相談で対応困難な事例や被虐待・養護性の問題を抱えた事例など、より専門的な相談に対応するとともに、市町村における障がい児関係機関ネットワーク会議等への出席を通じて、市町村との連携を強化し、要支援児童の早期発見に努めます。</p>	
<p>○保健所における専門的母子保健事業の実施(地域保健課) 保健所において、慢性疾患児・身体障がい児や医療的ケア児とその家族に対して、保健師等専門職による訪問指導や療育相談等の個別支援、学習会や交流会等の集団支援を実施します。 また、医療的ケア児に関わる地域医療機関や訪問看護事業所をはじめとする医療・保健・福祉・教育・療育等の関係機関とのネットワークを構築し、地域での在宅療養支援体制の整備を図ります。</p>	
(1) 早期療育を受ける ② 療育支援の充実	
<p>○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実(家庭支援課、地域生活支援課) 大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援を引き続き実施するとともに、関係機関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的に行い、連携強化を図ります。 また、家族に対する支援の充実・強化とともに、十分な障がい児相談支援事業所が確保されるよう、市町村に対して働きかけます。</p>	<p>目標値(平成32年度) 障がい児相談支援実施市町村数43(すべての市町村)</p>
<p>○障がい児関係機関ネットワークの充実強化(地域生活支援課、家庭支援課) 保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応するため、各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対して、大阪府から情報提供や相談対応を行い、充実強化を図ります。</p>	<p>目標値(平成32年度) 障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数41(指定都市を除くすべての市町村)</p>
<p>○障がい児入所施設における発達支援機能等の充実(地域生活支援課) 障がい児入所施設が担う、「発達支援機能」や「自立支援機能」等の向上を促進し、障がい児の状況に応じた専門性の高い支援の充実を図ります。 また、障がい児入所施設に対し、支援の充実を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。</p>	
<p>○障がい児通所支援事業の充実(地域生活支援課) 障がい児が、身近な地域でニーズに応じた療育を受けることができるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めるとともに、研修機関の充実等により質の高い専門的な発達支援を行う事業所の確保を図ります。また、市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。 さらに、地域における障がい児支援の中核施設となる、児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける障がい児相談支援、保育所訪問支援等の地域支援の充実を図る市町村を支援します。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>

<p>○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(地域生活支援課)</p> <p>重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>○障がい児等療育支援事業の実施(地域生活支援課)</p> <p>在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等の機関支援を実施します。</p>	
<p>○視覚障がい幼児の地域における療育指導等の充実(家庭支援課)</p> <p>視覚障がい幼児を養育している家庭に対して、次の事業を行い、視覚障がい幼児の発達支援と福祉の向上に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談による育児指導 ・専門施設への通所によって幼児の生活技術と社会性を向上させる等、自立に向けた支援 	
<p>(1) 早期療育を受ける ③発達障がいのある幼児児童に対する支援</p>	
<p>○発達障がいの早期発見の取組み(地域生活支援課)</p> <p>乳幼児健診におけるスクリーニングの精度を上げるために定した「発達障がいの早期発見のための問診項目」は、全市町村の乳幼児健診問診票に導入されており、今後は、導入した問診票を効果的に活用できるよう市町村を支援します。</p> <p>また、保健師を対象とした、乳幼児健診時における早期気づき等の人材育成や、幼稚園教諭・保育士等を対象とした就学前の子どもに関わる支援人材の育成については、市町村をはじめとする関係機関と連携しながら継続して実施します。</p> <p>さらに、保護者が子どもの発達の状態を理解することを助ける「社会性発達評価装置(かおテレビ)」を導入する市町村を支援します。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>○発達障がいにかかる診断医療機関の確保(地域生活支援課)</p> <p>発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした臨床における実習も含めた体系的な養成研修を実施してきましたが、なお長期の診断待ちが発生する状況であるため、より身近なところで専門的な診断・診療を受けることができるよう、専門医師を養成します。</p> <p>また、発達障がいの診断等にかかる医療機関ネットワーク登録医療機関に関する情報をホームページ等で公表できるよう必要な調整を進めます。</p> <p>さらに、2次医療圏毎に1か所程度、圏域の医療機関の診療支援や福祉サービス等へのつなぎのコーディネート機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療と福祉の連携強化を図ります。また、この確保に必要な支援方を検討します。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>○発達障がい児に対する医療的なケアや相談援助の実施(地域保健課、地域生活支援課)</p> <p>情緒や行動上の問題・不登校・チックなどの神経症児、喘息や下痢・嘔吐などの心身症や、親子関係上の問題など、様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障がいに対応するため、専門外来診療及び入院治療を実施している大阪精神医療センター子どもの心の診療ネットワーク事業において、発達障がい等に対する診療支援や医学的支援、地域の保健福祉関係機関等との連携を実施します。</p>	
<p>○発達支援体制の充実(地域生活支援課)</p> <p>地域の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等において質の高い専門療育や家族支援が行われるよう、各二次医療圏にある専門療育を実施する発達障がい児療育拠点による機関支援などを行います。</p> <p>また、市町村が設置する児童発達支援センター等において、発達障がい児が専門療育を受けることができるよう市町村を支援します。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>○発達障がい児の家族支援の充実(地域生活支援課)</p> <p>家族支援の充実として、発達障がい児の保護者が子どもへの効果的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニングが市町村で実施されるよう、インストラクターの養成、OJTによる導入支援を行うとともに、フォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場</p>	

<p>の設定など、導入後においても取組を継続できるよう市町村を引き続き支援します。</p> <p>ペアレント・メンターについては、活躍の場の拡充によって存在認知の普及を図るため、ペアレント・メンターのスキルアップを目的とした研修を実施するとともに、メンター事業の総括を行うコーディネーターを配置し事業の運営にあたります。</p> <p>ペアレント・プログラムの導入にあたり、検討のための導入研修を実施するなど市町村を支援していくとともに、導入後においても、フォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、取組を継続できるよう市町村をバックアップする方を検討します。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">保留</div>
<p>○発達障がい児者のライフステージを通じた一貫した支援のための取組(地域生活支援課)</p> <p>発達障がい児者がライフステージの変化に影響されることなく継続した支援が受けられるよう、市町村や支援者向けに作成した「発達障がいのある方のための支援の引継ぎの手引き」の活用を図るよう助言等を行ってまいります。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">保留</div>
<p>○大阪府発達障がい者支援センターの機能強化(地域生活支援課)</p> <p>大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して下記事業を行います。</p> <p>▼相談支援事業</p> <p>▼コンサルテーション事業</p> <p>発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等の支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスをを行います。</p> <p>▼普及啓発・研修事業</p> <p>医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して自閉症等の発達障がいの理解と支援のための研修を行います。</p> <p>▼就労支援</p> <p>アセスメント、就職活動の支援、フォローアップまで、関係機関との連携や支援サービス、制度を活用しながら就労に向けての支援を行います。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; font-size: 2em; font-weight: bold;">保留</div>
<p>(2)教育を受ける ①幼児教育の充実</p>	
<p>○障がい児受入れに対する幼稚園への支援(私学課)</p> <p>私立幼稚園における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園に対し助成します。</p>	
<p>○障がいのある幼児の指導(支援教育課、小中学校課、私学課)</p> <p>家庭や関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業後までを見据えた、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を促進します。</p> <p>すべての障がいのある幼児が、義務教育段階へスムーズに移行できるよう、幼稚園・保育所等と小学校との連携について、より一層の充実を図ります。</p>	
<p>○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修(子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課)</p> <p>幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。</p>	
<p>(2)教育を受ける ②小・中学校教育の充実</p>	
<p>○就学相談・支援の充実(支援教育課)</p> <p>就学に関する適切で多様な情報を提供し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めます。本人や保護者の意向を最大限尊重した就学相談・支援が行えるよう、市町村教育委員会に対して適切な指導・助言を行うとともに、就学後の継続した相談機能の充実を図るよう働きかけます。</p>	
<p>○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援(支援教育課)</p> <p>児童生徒の障がいの重度重複化・多様化に対応するため、市町村立小・中学校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師配置の促進に努めるとともに、福祉・医療との連携を図ります。</p>	

<p>○通常の学級の充実(小中学校課)</p> <p>児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導と必要な支援を行います。</p> <p>また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、交流及び共同学習のより一層の充実を図ります。</p>	<p>全小・中学校において、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進のために、障がい理解教育を実施。</p>
<p>○通級指導教室の充実(支援教育課、高等学校課)</p> <p>通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、小・中学校の通級指導教室の設置を推進します。</p> <p>また、発達障がい等の児童生徒の通級指導を行う際には、校内委員会等において、その必要性を十分に検討した上で実施するよう指導するとともに、通級指導の意義及び役割をふまえた適正な教員配置や、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めます。</p>	<p>《参考》</p> <p><平成25年度> 小学校 165教室 中学校 48教室</p> <p><平成26年度> 小学校 165教室 中学校 48教室</p> <p><平成27年度> 小学校 169教室 中学校 50教室</p> <p><平成28年度> 小学校 171教室 中学校 51教室</p> <p><平成29年度> 小学校 155教室(政令市38教室外数) 中学校 50教室(政令市 5教室外数)</p>
<p>○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課)</p> <p>小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。</p>	<p>《参考》</p> <p>平成28年度実績(平成28年1月21日実施) 小学校120名、中学校61名、高校55名、市町村教育委員会21名 計257名参加</p>
<p>○公立小中学校の教育環境の整備(施設財務課)</p> <p>障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校の福祉整備の促進について、働きかけを行い学習環境の整備に努めます。</p>	
<p>(2)教育を受ける ③後期中等教育の充実</p>	
<p>○高等学校入学者選抜における受験上の配慮(高等学校課)</p> <p>受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。</p>	
<p>○高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備(高等学校課、施設財務課)</p> <p>高等学校では、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図ります。また、このカードの内容をもとにして、「個別の教育支援計画」を作成し、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。</p> <p>さらに、卒業後の進路支援に向けて、関係部局・機関との連携を進めます。</p> <p>障がいのある生徒が興味関心に応じ、学校を選択できるとともに、学校生活が円滑にできるよう高等学校施設の福祉整備を推進します。</p> <p>高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。</p>	<p>全府立高等学校において「個別の教育支援計画」の作成</p>
<p>○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課)</p> <p>小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。</p>	<p>《参考》</p> <p>平成28年度実績(平成28年1月21日実施) 小学校120名、中学校61名、高校55名、市町村教育委員会</p>

	21名 計257名参加
○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮(高等学校課) 精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。	
○障がいのある生徒の高校生活の支援(高等学校課) 高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、臨床心理士をエキスパート支援員として全校に配置するとともに、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行う学校生活支援員を配置します。	
○医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課) 府立高校において、医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実に図ります。	府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する。
○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進(支援教育課) 知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校について、これまでの成果と課題をふまえながら教育環境の一層の充実に図ります。 また、自立支援推進校・共生推進校の拡充に向け、具体的に検討を行います。	自立支援コースの募集人員増や大阪市内の支援学校を本校とする共生推進教室の新たな設置について、具体的に検討を進める。
○自立支援推進校等のノウハウを活用した高等学校における支援教育力の充実(支援教育課) 自立支援推進校等のノウハウを地域の高等学校で共有し、府内高等学校に在籍する障がいのある生徒への教科指導等の充実に図ります。	
○高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実(高等学校課) 障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実に図ります。	
(2)教育を受ける ④大阪府立支援学校の充実	
○支援学校の教育環境の整備(支援教育課) 府立知的障がい支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、府内4地域1校を整備するなど、教育環境の充実に図ります。	保留
○支援学校の通学対策の充実(支援教育課) 支援学校における通学バスの長時間乗車の解消に向け、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定につとめます。	
○支援学校の教育の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進(支援教育課) 保護者の意向や、幼児児童生徒の障がいの状況を十分ふまえ、入学前の療育・教育機関との連携や卒業後を見据えた長期的な指導ができるよう「個別の教育支援計画」等を活用しながら、幼児児童生徒一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな教育を実施します。 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、交流及び共同学習をより一層推進します。	目標値(平成32年度) 交流及び共同学習 学校園数: 420校 回数: 700回
○支援学校の自立活動等の充実(支援教育課) 福祉医療関係の専門的知識を持つ人材である、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に加え、臨床心理士を特別非常勤講師として配置し、自立活動等における指導・助言を行います。	全府立支援学校に特別非常勤講師を配置

(2)教育を受ける ⑤就労・自立に向けた教育の充実	
<p>○支援学校の就労支援の充実(支援教育課)</p> <p>就労にチャレンジする生徒の底辺拡大を見据えて、昨年度大阪市から府に移管された府立知的障がい支援学校に職業コースを設置し、支援学校高等部の職業教育の充実とともに、国・府・市町村の各事業の情報提供など支援の充実を図ります。</p> <p>「個別の教育支援計画」「個別の移行支援計画」を活用し、福祉や労働など関係機関との連携を深め、一人ひとりが地域社会で自立して生活していくことを念頭に、卒業後の確認やアフターフォロー等を含めた支援を行います。</p>	保留
<p>○就労に向けた支援学校と関係機関の連携(支援教育課)</p> <p>支援学校は市町村の自立支援協議会等へ参画し、地域の関係機関とさらなる連携を進めます。就労に関わる、職場開拓・就労後の定着支援・安定して地域で暮らすためのサービスの活用について、生徒の在学中からセーフティーネットワークの構築や安定所や障害者就業・生活支援センター、福祉機関等と協働します。</p> <p>また、地域で自立して生きる社会人への移行をスムーズに行えるよう「個別の教育支援計画」の作成を行い、卒業後を見据えたキャリア教育プログラムの中に主体的に活用できるような進路学習の設定や、生徒に応じた職場実習を設定します。</p>	保留
(2)教育を受ける ⑥個別の教育支援計画等の充実	
<p>○支援学級の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進(支援教育課)</p> <p>一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズにきめ細かく対応するため、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級を設置し、個別の教育支援計画を活用した交流及び共同学習の推進に努めます。支援学級を学校の中心に位置づけ、「ともに学び、ともに育つ」教育を一層推進します。</p> <p>障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、市町村教育委員会とも連携し、本人や保護者の意向を尊重しながら、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進を図ります。</p>	<p>目標値(平成32年度)</p> <p>小・中学校支援学級における「個別の教育支援計画」の作成率100%の維持</p>
(2)教育を受ける ⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮	
<p>○支援学校のセンター的機能の充実(支援教育課)</p> <p>支援学校が、地域における支援教育のセンター的機能を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけではなく、医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。</p> <p>地域支援にあたる支援学校教員の専門性の向上に向け、さらなる校内外の研修の充実、「特別支援学校教諭免許」の保有率の向上を図ります。また、来校相談等に対応する地域支援室を整備するなど、校内組織体制の充実を図ります。</p>	<p>目標値(平成32年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合 100% ・地域支援室の設置 44校1分校(リーディングスタッフ配置の府立支援学校)
(2)教育を受ける ⑧高等教育の充実	
<p>○大阪府立大学における障がい学生への支援等(府民文化総務課)</p> <p>高等教育機関として、障がいのある学生の修学機会を確保するため、全学的な支援体制を整備し、障がい学生への支援の取組みを推進するよう、公立大学法人大阪府立大学に対し、働きかけを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の障がい学生支援の基本的な考え方となるガイドラインの作成 ・障がい学生支援の取組みを点検・推進していく全学的システムの構築 ・障がい学生のみならず、周りの教職員・学生からの相談にも対応し、支援を行うための全学的な体制の整備 ・障がい学生の所属部局、授業担当教員、学生相談室、事務関連部門及びサポート学生や保護者等との緊密な連携による支援ネットワークの構築 ・障がい学生支援の取組みについて、教職員や学生における理解の促進、意識啓発及び学外への情報発信 ・入学志願者からの事前相談に始まり、入学後の学修上の相談、進路や就職に関する相談まで、関係部署が連携して行う障がい学生に係る包括的な支援の実施 ・障がい学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるような学内環境の点検・整備 ・障がい学生の支援をサポートし協力する学生の養成と派遣 ・地域保健学域 教育福祉学類での障がい者特別選抜入試の実施 ・先進的な取組みを行う他大学との関係を構築 	
(2)教育を受ける ⑨インクルーシブ教育の推進	
<p>○障がい児受入れに対する幼稚園への支援(私学課)</p>	

<p>私立幼稚園における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園に対し助成します。</p>	
<p>○高等学校入学者選抜における受験上の配慮(高等学校課) 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。</p>	
<p>○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修(子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課) 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。</p>	
<p>○障がい理解教育に関する研修(小中学校課、高等学校課) 小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。</p>	<p>《参考》 平成28年度実績(平成28年11月21日実施) 小学校120名、中学校61名、高校55名、市町村教育委員会21名 計257名参加</p>
<p>○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進(支援教育課) 知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校について、これまでの成果と課題をふまえながら教育環境の一層の充実を図ります。 また、自立支援推進校・共生推進校の拡充に向け、具体的に検討を行います。</p>	<p>自立支援コースの募集人員増や大阪市内の支援学校を本校とする共生推進教室の新たな設置について、具体的に検討を進める。</p>
<p>○自立支援推進校等のノウハウを活用した高等学校における支援教育力の充実(支援教育課) 自立支援推進校等のノウハウを地域の高等学校で共有し、府内高等学校に在籍する障がいのある生徒への教科指導等の充実を図ります。</p>	
<p>○支援学校のセンター的機能の充実(支援教育課) 支援学校が、地域における支援教育のセンター的機能を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけではなく、医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。 地域支援にあたる支援学校教員の専門性の向上に向け、さらなる校内外の研修の充実、「特別支援学校教諭免許」の保有率の向上を図ります。また、来校相談等に対応する地域支援室を整備するなど、校内組織体制の充実を図ります。</p>	<p>目標値(平成32年度) ・「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合 100% ・地域支援室の設置 44校1分校(リーディングスタッフ配置の府立支援学校)</p>
<p>○高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮(高等学校課) 精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実を図ります。</p>	
<p>○福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援(支援教育課) 児童生徒の障がいの重度重複化・多様化に対応するため、市町村立小・中学校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師配置の促進に努めるとともに、福祉・医療との連携を図ります。</p>	
<p>○医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課) 府立高校において、医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活を送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。</p>	<p>府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する。</p>
<p>(3)地域で学ぶ</p>	
<p>○障がい者の学習機会の充実(地域教育振興課) 大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して参加体験型の研修を行い、障がい者の学習機会を充実させる企画を推進する人材の育成や、障がい者が学習しやすい環境整備を進めることの重要性の啓発に努めます。 特に、図書館や公民館等社会教育施設において障がいのある人が参加しやすい講座や</p>	

<p>障がいのある人とない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。</p> <p>また、地域活動の核となる人材(PTAの役員等)に対し、障がい者や障がいに対する理解を促進することにより、障がい者の学習機会の充実を図ります。</p> <p>ホームページ等を活用して、人権教育啓発教材などを提供するとともに、障がい者が参加しやすい講座等の学習機会が充実できるように参考となる情報の提供に努めます。</p>	
<p>○府立図書館や少年自然の家の充実(地域教育振興課)</p> <p>府立図書館や少年自然の家について、だれもが利用しやすい施設となるよう、引き続き、施設機能の充実に努めます。また、障がい者や障がいに対する理解を促進する取組みを実施します。</p> <p>＜施設機能の充実＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字ブロックの敷設、段差の解消等 <p>＜理解促進の取組み＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業の実施(少年自然の家) ・障がいの理解に関する、職員及び市町村図書館職員向け研修の実施(府立中央図書館) <p>また、府立中央図書館において、だれもが利用しやすいという観点に立って学習情報の提供を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Webサイトのユニバーサルデザイン化の推進 (「障がい者サービス」、「やさしいほんご」のページによる案内、蔵書検索システムの改良) ・インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進 ・障がい者にとって図書館利用に役立つICT活用研修を実施 ・視覚障がい者及び盲ろう者のパソコン利用相談への対応 ・対面朗読や墨字図書 ・録音図書の郵送貸出 ・視覚障がい者のための墨字図書新着案内(点字版)等による学習図書情報の提供 ・大活字本・マルチメディア DAISY の収集・提供 ・聴覚障がい者のための字幕及び手話入りビデオ等の収集・提供 ・LLブックの充実 	
<p>○学校におけるICT教育の充実(支援教育課)</p> <p>さまざまな学習場面での活用や情報教育、自立活動等における指導を推進する障がいのある児童生徒が早い時期からICTを活用した教育を受けることができるよう育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT環境の充実に努めます。</p> <p>また、支援学校における情報教育に関する指導技術の向上等を図るため、研究や研修等の機会を充実し、児童生徒のICT活用技術の向上に取り組めます。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; display: inline-block;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>○学習情報の提供及び教材の整備(地域教育振興課)</p> <p>字幕付き視聴覚教材を大阪府視聴覚ライブラリーに配置することなどにより、だれもが利用しやすい学習情報の提供を図ります。</p>	

Ⅲ 生活場面「働く」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

【めざすべき姿】

障がい者が働くことを当然と考え、能力や適性を活かして仕事に就き、働き続けている

【現状の評価と課題】（P.O～P.O参照）

大阪府では、「行政の福祉化」の取組みや「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）¹」の制定、障がい者雇用促進センターや、大阪府庁での業務経験を活かして一般企業等への就労をめざすハートフルオフィスの設置など、全国的にも特筆すべき取組みを実施し、一定の成果を上げてきました。その一方で、障がい者の実雇用率や法定雇用率達成企業割合は着実に改善しているものの、全国的に見て低い状況となっており、さらなる取組みが必要となっています。また、福祉事業者における就労ノウハウの蓄積や福祉施設での工賃水準の向上も、大きな課題となっています。

障がいがあっても、適性や個性を活かして就労し、働き続けることが当たり前に行える社会を構築するため、すべての関係者が協力し、就労から職場定着、離職後の再就職まで、切れ目なく支援することが必要です。

とりわけ、平成30年4月から「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、大幅な就労増加が見込まれる精神障がい者に対する、障がい特性をふまえた職場定着支援が重要な課題となっています。また、難病患者についても、生活面における制約等に配慮した支援が必要です。

さらに、企業等においては、法定雇用率の達成に加え、障がい特性を十分に理解し、障がい者に対する「合理的な配慮」を実践することにより、差別のない働きやすい就労環境等が整備されるよう取り組むことが重要です。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（1）実際に多くの障がい者が働いている

①障がい者雇用の拡大

- 働きたいと願う障がい者が適性や個性を活かして仕事に就き、働き続けることができる「障がい者雇用日本一・大阪」の達成に向け、障がい者雇用の促進します。

¹ 「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」とは、大阪府が行う障がい者雇用・就労に関する基本的施策を定めるとともに、契約締結や補助金交付の相手方など大阪府と関係のある事業者に対して法定雇用率の達成を求める条例です。

- ハートフル税制の活用や大阪府障がい者雇用促進センターによる専門的な助言等により、特例子会社の設立を促進し、重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の雇用機会の拡大を図ります。
- 大阪障害者職業能力開発校や大阪府立高等職業技術専門校における実践的な職業訓練、社会福祉法人や企業等を活用した多様な委託訓練において、就職に必要な技能取得のための職業訓練を引き続き実施します。また、障がい者に対する在職者訓練を引き続き実施します。
これらの取組みは、企業ニーズと障がい者の特性を考慮して実施します。
- 大阪府では、行政のあらゆる分野において施策の創意工夫や改善を通じて、雇用・就労機会を創出させる「行政の福祉化²」の取組みを引き続き推進します。
また、総合評価一般競争入札の実施や指定管理者の選定の際に、障がい者雇用など福祉への配慮について評価することや、チャレンジ雇用³などの取組みを大阪府の関係団体や市町村などに引き続き働きかけます。
- 一般就労と福祉的就労の中間に位置付けられている社会的雇用について、国における検討を進めるよう働きかけるとともに、ヨーロッパ等で展開されている「ソーシャル・ファーム⁴」について、行政の福祉化を進める中で、大阪版ソーシャルファーム創出の実現方策を検討します。

②企業等の障がい者雇用の不安の除去

- 企業等に対する広報・啓発をより一層充実するとともに、公共職業安定所との連携を強化しながら、企業等に対し障がい者雇用への理解を高める取組みを進めます。特に、大阪府障がい者雇用促進センターにおいて、事業主への働きかけときめ細かな支援を行います。
- 障がい者雇用や就労支援を積極的に実施する企業及び団体等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進します。
- 障がい者と事業主の双方にとって障がい者雇用の拡大に利点のある職場体験・職場実

² 「行政の福祉化」とは、大阪府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者や母子家庭の母などの雇用就労機会を創出し、自立を支援する取組みをいいます。

³ 「チャレンジ雇用」とは、国、各自治体において障がい者を非常勤職員として雇用し、1～3年の業務経験をふまえ、一般企業等への就労をめざすものをいいます。

⁴ 「ソーシャル・ファーム」とは、障がい者や労働市場で不利な立場にある人々のために、当事者視点に立って民間的手法を用い、仕事を生み出し、支援付き雇用の機会を提供することに焦点を当てた事業をいいます。

習の機会の拡大を図ります。

職場体験実習の受入れや多様な委託訓練、トライアル雇用、ジョブコーチ支援などを活用し、企業側の障がい特性や個々の障がい者の適性、能力、職場への適応性の理解につなげていきます。

- 雇用分野における「差別の禁止」や「合理的配慮の提供」については、改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」や「合理的配慮指針」をもとに、国等関係機関と連携しながら、企業等に対する啓発をはじめとする取組みを進めていきます。

③就労に向けた関係機関の連携

- 障害者就業・生活支援センターは地域における就労支援・生活支援の核として、就労支援ネットワークを構築・強化し、障がい者の就職から職場定着、再就職支援まで、働き続けるための支援を充実します。
- 福祉施設からの一般就労をはじめ、障がい者の雇用・就労の促進を図るため、大阪府の関係部局における情報共有のほか、大阪労働局や公共職業安定所等の国の機関を含めた関係機関等による連携・協力の取組みを進めます。
- ニーズに応じたきめ細かな支援を身近な地域で円滑かつ効果的に実施できるよう、OSAKAしごとフィールドと市町村が実施する地域就労支援事業との連携を図ります。

(2) いろいろな場で障がい者が仕事をできる

①就労移行支援・就労継続支援事業の機能強化

- 就労移行支援事業所について、障がい者の一般就労に関係する他の関係機関との連携を図り、訓練から就職、職場定着、離職後の再チャレンジまでの一貫した支援の流れを充実強化し、特に就労実績のない事業所については専門的な助言を行うなど重点的に支援します。併せて、就労支援の知識や技術を有する人材を養成します。

【数値目標（平成 32 年度）】

- 福祉施設からの一般就労者数：〇人以上
- 就労移行支援事業の利用者数：〇人（平成 32 年度末時点）以上
- 就労移行支援事業所ごとの就労移行率：就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上
- 就労実績のない就労移行支援事業所数：ゼロ

- 就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）について、それぞれの機能や役割分担をふまえ、サービス基盤の質の向上に取り組みます。

- 働きたいと希望する方が自身のニーズや能力、またそれらの変化に併せて適正なサービス利用ができるよう、支援機関の連携強化を図ります。
- 精神障がい者や発達障がい者の特性に応じた就労、定着支援が促進されるよう、事業所に対して知識や技術の普及を図ります。

②工賃水準の向上

- 個々の就労継続支援B型事業所の状況に応じた経営改善・技術力の向上などの支援を継続するとともに、共同受注の仕組みを強化するなど、効果的な方策を検討し、市町村とともに、工賃水準の向上を図ります。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・大阪府内の平均工賃水準の向上：月額 14,200 円

- 官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大に取り組むとともに、市町村や企業等に対して、庁舎等を活用した販売スペースの提供や、清掃業務などの委託業務の発注の促進等が実施されるよう働きかけます。

③企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大

- 自営や起業、福祉職場や創作活動による収入等、多様な就労形態や新規就労への参入の可能性のある分野の開拓に取り組むとともに、就労意欲の喚起につながる情報提供や相談機能の充実を図ります。
- 多くの視覚障がい者が従事する三療業（あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゅう業）の健全な発展を促すとともに、保健所等の関係機関との連携を密にし、違法営業（無資格者による施術）を厳しく指導するとともに、府民に対する啓発に努めます。
- 大阪府 IT ステーションにおいて、就労に向けた IT 講習・訓練を実施するとともに、就労相談や企業開拓を行うなど、障がい者の雇用・就労支援の拠点として活用します。
- ICT や就労支援機器等を活用した在宅や身近な場所での就労機会の確保方策を引き続き検討し、移動が困難な重度障がい者の就労を支援します。

（3）障がい者が長く働き続けることができる

- 事業主の雇用管理に関する理解を深め、働きやすい職場づくりを支援します。また、企業と支援機関等との連携を図るため、地域の就労支援の核となる障害者就業・生活支援センターや就労定着支援事業の機能強化を図ります。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・就業・生活支援センター及び就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率：80%

- 精神障がい者や発達障がい者をはじめ障がい者が職場に適應できるよう、地域の医療機関との連携や、就職前の段階からの短時間勤務やグループ就労、職場体験実施の助言・提案など、障がい特性や個々の適性等に応じた効果的な定着支援に努めます。
- 障がい者を雇用する企業等による日常的な支援・指導体制が、早期に構築されるよう働きかけます。また、余暇活動や障がい者同士の情報交換や悩み相談の場などの充実を図ります。
- 離職した障がい者を就労移行支援事業等の日中活動系サービスにつなぐことや、障がい者職業訓練の活用を図ることなど、雇用と福祉分野の連携を図りながら、障がい者の再就職までを支援する仕組みづくりを一層推進します。
- 不慮の事故等により障がいをもたれた方について、障がいの受容に向けた心理面のサポートなど、企業等で働き続けることができるよう支援します。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1)実際に多くの障がい者が働いている ①障がい者雇用の拡大	
<p>○障がい者雇用の一層の促進(就業促進課)</p> <p>働きたいと願う障がい者が、適性や個性を活かして仕事に就き、働き続けることができる取組みなどを関係部局と連携して強化・推進します。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>○特例子会社の設立の促進(就業促進課)</p> <p>特例子会社の設立を検討する事業主に対し、特例子会社の設立・運営に必要なアドバイスやハートフル税制をはじめとする支援制度に関する情報提供を行い、特例子会社の設立を促進します。</p>	<p>《参考》特例子会社の設立実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 0社 ・平成26年度 2社 ・平成27年度 2社 ・平成28年度 1社
<p>○大阪ハートフル基金(就業促進課)</p> <p>大阪ハートフル基金を活用し、障がい者の働く場と機会を広げるため、障がい者の雇用に取り組む事業主を支援する事業を実施します。</p>	
<p>○企業に対する障がい者雇用の促進(就業促進課)</p> <p>企業に対する支援学校等生徒の雇用支援事業において、教育庁等と連携して、支援学校等生徒に対して職場実習受入れ企業の開拓や実習先のマッチング及び実習中のサポート等を通して、民間企業等への就職及び定着を支援します。</p>	<p>目標値(平成32年度)</p> <p>支援学校等卒業生の企業等への就職者数:70人、職場定着:67人</p>
<p>○職業能力開発の推進(人材育成課、自立支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪障害者職業能力開発校及び大阪府立高等職業技術専門校の障がい者対象科目で実施する公共職業訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。 ・社会福祉法人など民間教育訓練機関に委託して実施する障がい者の態様に応じた多様な委託訓練の利用を促進し、就職支援に努めます。また、福祉施設利用者の受講促進を図り、福祉施設からの一般就労の促進に努めます。 ・在職者のスキルアップのため大阪障害者職業能力開発校で実施するテクノ講座について、受講者のニーズを把握し講座の充実を図り、技能向上の支援に努めます。 	<p>目標値(平成32年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪障害者職業能力開発校及び府立高等職業技術専門校における就職率毎年80%以上 ・民間教育訓練機関を活用した職業訓練における就職率毎年5%以上
<p>○精神障がい者の社会参加の促進(精神障がい者社会生活適応訓練事業)(自立支援課)</p> <p>精神障がい者が一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を通じて社会生活を送るための適応力を養うことにより社会的自立を促進します。</p> <p>また、府民、企業、支援機関等に対して、精神障がい者の社会参加や就労への理解と協力が得られるよう、協力事業所育成講座等を開催します。</p>	<p>目標値(平成32年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練実施人数:40名 ・協力事業所育成講座開催数:2回
<p>○行政の福祉化の推進(福祉総務課)</p> <p>行政の福祉化の取組みについて、全庁をあげて推進していきます。その主な取組みは下記のとおりです。</p> <p>▼庁舎等を活用した雇用の創出(契約局、行政経営課)</p> <p>庁舎の清掃委託業務を発注する際の総合評価一般競争入札や公の施設の指定管理者の選定にあたり、障がい者の雇用を評価対象とした取組みを引き続き行います。</p> <p>▼福祉的就労の活性化(自立支援課再掲)・既存資源の福祉的活用(自立支援課、住宅経営室)</p> <p>府有施設を活用した就労訓練等を実施するとともに、知的障がい者・精神障がい者等グループホームへの府営住宅の提供を引き続き行います。</p> <p>▼市町村等への普及啓発(福祉総務課)</p> <p>府内市町村における類似事業の実施状況を把握し、総合評価一般競争入札をはじめとする大阪府の取組みについて、市町村等へ普及啓発を図ります。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>

<p>○公務労働における雇用創出（自立支援課、人事課） 公務労働の分野における障がい者の雇用・就労機会の創出のため、「ハートフルオフィス」を拡充するなど、知的障がい者、精神障がい者の非常勤雇用（チャレンジ雇用）を促進します。</p>	<p>目標値（平成32年度） ・ハートフルオフィス等で働く作業員の企業等への年度別就労者数10人</p>
<p>○庁内職場実習の促進（自立支援課、人事課、支援教育課、庁舎管理課） 福祉施設利用者及び支援学校等の生徒を対象とした府庁での事務作業、守衛業務や植栽剪定業務等を通じた職場実習を推進します。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 100px; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>○大阪府における障がい者採用の充実（人事課、教職員人事課） 身体障がい者がその適性と能力に応じた公務に就く機会を保障するため、身体障がい者を対象とする採用選考を実施します。また、知的障がい者や精神障がい者の雇用の場の確保に努めます。 知事部局においては、適職の開発、職場環境の改善等に努め、毎年度の一般行政職採用数を基準として、その数の5%を目標に、障がい者雇用を推進します。また、知的障がい者については、引き続き非常勤雇用を計画的に進めるなど適職の開発等に努め、職員採用の実現に向けた取組みを推進します。さらに、精神障がい者については、非常勤雇用の計画的実施を進めます。 教育庁においては、教員採用選考テスト等において障がい者対象の選考を行い、幅広く障がい者が受験する中で、教職員としての適性を有する者を数多く確保しており、引き続き法定雇用率を順守し一層の障がい者雇用を推進します。</p>	<p>知事部局において、毎年度の一般行政職採用数の5%を採用教育庁において、平成32年度中に法定雇用率2.4%を達成できるよう障がい者を有する教職員の採用を進める。</p>
<p>○公共工事発注における雇用・就業促進（総務委託物品課、建設工事課） 大阪府が発注する建設工事や設計業務等を請け負う企業に対して、障がい者雇用に関する啓発を行うとともに、障がい者雇用に積極的な企業に対し入札参加資格の等級区分評点に加点することにより、公共工事発注における障がい者の雇用・就業の促進に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。</p>	
<p>○委託・役務業務及び物品等の発注における雇用・就業促進（総務委託物品課） 請負契約業務及び物品関係の競争入札公告に際して、電子調達システムのホームページに障がい者雇用に関する資料を掲載するなど、啓発に努めます。 また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づき厚生労働大臣の勧告に従わないとして公表された企業に対し、入札参加停止の措置を行うことにより、一定期間排除を行います。</p>	
<p>○「農と福祉の連携」による雇用・就労促進（農政室推進課） 農業の多様な担い手の参入促進と障がい者の雇用・就労の拡大を図るため、ハートフル企業等の農業参入を促進し、農業分野における雇用・就労の拡大に努めます。</p>	<p>目標値（平成32年度までの各年度） 毎年度4事業所</p>
<p>①実際に多くの障がい者が働いている ②企業等の障がい者雇用の不安の除去</p>	
<p>○事業主に対するきめ細かな支援（就業促進課） 「大阪府障がい者雇用促進センター」（平成21年7月設置）において、ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対し、障がい者雇入れ計画の提出を求め、計画の達成に向けた指導・支援を行うとともに、障がい者雇用に取り組もうとする事業主に対し、人材の紹介や民間専門家の派遣のほか、国の特定求職者雇用開発助成金や障がい者雇用納付金制度に基づく助成金などの雇用支援制度に関する情報や、障がい者の雇用事例の提供など、個々の事業主のニーズや状況に応じたきめ細かな支援を行います。</p>	

<p>○民間と連携した雇用拡大・就労支援の推進(自立支援課、支援教育課、就業促進課) 障がい者の雇用や職場体験実習の受入れ、福祉施設への商品発注などの就労支援を積極的に実施する企業等を「障がい者サポートカンパニー」として登録し、府内の障がい者雇用の気運を高めるため、その取組みの周知や顕彰を行い、障がい者の雇用と就労支援を推進します。</p>	<p>目標値(平成32年度までの各年度) 毎年度100社新規登録</p>
<p>○職場体験実習機会の確保・拡大(就業促進課、自立支援課) 職場体験実習の受入れ企業の開拓を図り、就労準備訓練として効果的な体験実習を促進します。 ▼職場体験機会の確保 障がい者をはじめとする就職困難者の就職支援を行っているOSAKALごとフィールドにおいて、障がい者の職場体験機会の確保に努めます。 ▼職場実習機会の拡大 ハートフル条例の対象となる法定雇用率未達成事業主に対する雇入れ計画の達成指導の中で、障がい者の職場実習機会の拡大につなげていきます。 ▼大阪府障がい者サポートカンパニー制度を活用した職場実習機会の拡大 大阪府障がい者サポートカンパニー登録企業等において、府立支援学校等の生徒や大阪府ハートフルオフィス推進事業作業員等の職場実習受入れ機会の拡大につなげていきます。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 150px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <h1 style="font-size: 40px; margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>(1)実際に多くの障がい者が働いている ③就労に向けた関係機関の連携</p>	
<p>○大阪府障がい者自立支援協議会における就労支援の推進(自立支援課) 大阪府障がい者自立支援協議会に就労支援部会を設置し、労働局をはじめとした国の関係機関や市町村と連携のもと、情報共有のしくみ(ネットワーク)づくりなど、実効的な連携方策をはじめ、就労に関する課題等について協議・検討し、府内における雇用・就労促進のための取組みを推進します。 また、市町村の自立支援協議会に必要な専門部会が設置され適切に運営されるよう働きかけるとともに、市町村の自立支援協議会の活動事例や先行事例などの紹介を行い、地域におけるネットワークの強化を側面的に支援します。</p>	<p>目標値(平成32年度) 就労支援に関する専門部会等設置市町村数 43(すべての市町村)</p>
<p>○関係機関の情報共有の推進(自立支援課、就業促進課、支援教育課) 企業等における職場体験実習の受入れや求人情報、人材養成ニーズなどの把握に努め、企業と障がい者の就職(マッチング)に向け、きめ細やかな就労支援を行う府の関係部局における情報共有や施策の連携を図るとともに、国の関係機関との連携、協力により、雇用・就労を促進する施策や制度など企業等への情報提供の充実や企業ニーズを充足する実践的な講座の企画などを通じて、福祉施設や支援学校等からの一般就労の促進と職業訓練生等の就職率の向上を図ります。</p>	
<p>○地域就労支援機関による就職支援(就業促進課) OSAKALごとフィールドにおいて、障がい者をはじめとする求職者に対して、相談・カウンセリングから就職情報の提供、セミナーの実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就職支援サービスを提供します。 また、身近な地域で就職支援が行われるよう、市町村が実施する地域就労支援事業との連携を図り、地域就労支援事業に従事する担当職員を対象に研修等を実施するなど、障がい者等への支援スキルの向上を図ります。</p>	
<p>(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ①就労移行支援事業・就労継続支援事業の機能強化</p>	

保留

<p>○就労移行支援事業所の機能強化(自立支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所等の障がい福祉サービス事業所において一般就労を希望する障がい者に対し、本人の適性とニーズに沿った職場体験実習・雇用受入れ先企業の開拓を行うとともに、就労マッチングから職場定着まで、地域の障害者就業・生活支援センターと連携しながら個々人に応じたきめ細かな支援をコーディネートします。 ・就労移行支援事業所に対し、専門的な支援スキル・ノウハウの伝達、情報の提供を行い、関係機関(障害者就業・生活支援センター、企業等)との調整を行うことで、障がい者の一般就労を促進します。特に就労実績がない事業所に対しては、研修への参加を促すとともに、専門的な助言を行うなどフォローアップを行います。 ・利用者の増加している精神障がい者や発達障がい者については、事業所が有する就労、定着支援のスキル・ノウハウの普及、共有を図ることで、個々人の障がい特性に対応した就労を促進し、企業側への理解促進も図ります。また、高次脳機能障がい者、難病患者については、就労移行支援事業所等の活動について広く周知することで、利用促進を図ります。 	
<p>○就労移行支援・就労継続支援事業所の適正な運営(生活基盤推進課)</p> <p>法令や国の通知等に基づき、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)に対して、それぞれの機能や役割分担をふまえて、利用者の状況に応じた個別支援計画が作成されているか等を確認し、それが適切に行われているか指導します。</p>	
<p>(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ②工賃水準の向上</p>	
<p>○福祉的就労の活性化(自立支援課)</p> <p>施設で働く障がい者の収入源となる工賃の向上を図るため、各施設における工賃の向上にむけた計画の策定支援や経営改善・技術力の向上を中心とする支援を実施します。さらに、複数の施設において共同で受注等を行う仕組みの強化を行い、企業との連携を図りながら個々の施設の能力を活かして、受注拡大の促進を図ります。</p> <p>また、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律(障害者優先調達推進法)」の規定により、毎年度策定する「大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(調達方針)」に基づき、大阪府における施設からの物品等の調達の増進等を図るとともに、市町村に対しても調達方針を策定し、施設からの物品等の調達の増進等を図るよう働きかけます。加えて、民間企業等に対しても、施設からの物品等の調達促進の啓発等に取り組みます。</p>	<p>目標値(平成32年度) 大阪府内の平均工賃水準 月額 14,200円</p>
<p>○既存資源の福祉的活用の促進(推進課)</p> <p>府内授産施設の製品紹介や販売活動を広報するため、「授産品フェア」の開催にあたり大阪府立花の文化園を活用します。</p>	<p>毎年2回(春と秋)にフェアを開催</p>
<p>(2)いろいろな場で障がい者が仕事をできる ③企業等への雇用だけでなく多様な障がい者の働く場の拡大</p>	
<p>○起業支援の充実(自立支援課)</p> <p>II ステーションにおいて、障がい者の在宅就労等に向けて、インターネットを活用した講座(eラーニング講座等)を実施するなど、個々人の特性に配慮した支援を行います。</p>	
<p>○アートを活かした障がい者の就労支援(自立支援課)</p> <p>国の障がい者文化芸術の拠点施設である国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)と連携し、障がい者の創造性豊かな絵画等の作品について、「現代アートとしての評価」や「市場へのチャレンジ」につなげる等、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援します。</p>	
<p>○無資格者による三療業の防止(保健医療企画課)</p> <p>視覚障がい者の重要な就労分野である三療業(あん摩マッサージ指圧業、はり業、きゆう業)において、無資格者が従事することのないよう、保健所等の関係機関と連携しながら、必要に応じた指導を行います。</p> <p>施術所の開設については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下、「法」という。)の規定に基づき、保健所に届け出なければならないことから、その際に、業務に従事する施術者の資格確認を徹底します。また、施術所において免許資格を持たない者が従事しているとの情報の提供を受けたときは、速やかに保健所職員による調査や適切な指導等を行います。ホームページや府政だよりを活用し、施術者が免許所持者が確認するよう府民への周知を図ります。</p> <p>「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第七条第一項第五号の規定に基づくあん摩業等又はこれらの施術所に関して広告し得る事項の一部を改正する</p>	

<p>件」(平成28年厚生労働省告示第271号)が平成28年6月29日付けで告示され、開設届出済みである旨が広告可能事項に追加されたことを踏まえ、平成29年5月から府保健所において、施術所開設者からの申請に基づく「開設届出済証」の交付をしています。本取組みについて引き続き府民への周知を図ります。</p>	
<p>○大阪府 II ステーションを障がい者雇用・就労の支援拠点とした取組み(自立支援課) 大阪府 II ステーションは、就職をめざす障がい者を対象に、企業が求める「業務・技術の育成」及び「障がい者雇用に関する相談業務」の2つの支援を併せて行うことで、障がい者の就労促進を図る拠点としての機能を高めます。 ・障がい特性を理解し、利用者を対象に総合支援を行う「就労支援コーディネーター」、企業を対象に相談業務を行う「企業開拓コーディネーター」をそれぞれ配置するなど、就労の入口と出口の強化を図ります。 ・障がい者就労支援 II 講習・訓練事業として、就労現場で行われている実務を想定した障がい者就労支援 II 講習・訓練を実施し利用者の就労を推進します。 ・インターネットを活用した講座を実施することにより、在宅就労を支援します。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>(3)障がい者が長く働き続けることができる</p>	
<p>○職場定着への支援(就業促進課) ▼事業主の理解の促進 障がい者の働きやすい職場づくりを促進するため、関係機関との連携を図りながら、事業主向け雇用管理セミナーを開催します。 ▼コミュニケーションの確保支援 職場内でのコミュニケーションに課題のある聴覚障がい者等の職業生活の充実を図るため、手話通訳のできる相談員を配置し、就職前から就職後までの労働に関する相談と職業上のトラブルの解決に対する支援を行います。 ▼精神障がい者、発達障がい者の企業受入れ環境整備と雇用管理手法の普及 精神障がい者や発達障がい者の職場定着を支援するために、企業内の受入れ環境の整備に向けた職場サポーターの養成や、職場定着に効果的な雇用管理手法の普及を進めていきます。</p>	
<p>○障害者就業・生活支援センター及び就労定着支援事業の機能強化(自立支援課) 一般就労された障がい者に対し、1日でも長く働き続けられるよう、障害者就業・生活支援センター及び就労定着支援事業が中心となり、就労移行支援事業者等の福祉施設、医療機関や企業等と連携しながら支援を行います。 また、精神障がい者、発達障がい者の職場定着支援に必要な情報を本人、職場、支援機関で共有するためのツール(就労サポートカード)を作成し、周知・普及を図ります。 精神障がい者などの障がい特性をふまえ、地域医療との連携はもとより、企業等への短時間勤務やグループ就労など、雇用への企業理解の促進に努めます。 不慮の事故や疾病等、さまざまな理由により離職を余儀なくされた場合も、心理面でのサポートや職業訓練の活用など、障がい特性や個々の適性に応じた再就職に向けての就労、生活支援に努めます。</p>	<p>目標値(平成32年度) 障害者就業・生活支援センター及び就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上</p>
<p>○障がい者の就労継続を応援する「互助型システム」の構築(自立支援課) 働く障がい者等を対象とした、職場定着及び離転職、余暇活動のニーズに対応できる互助型(共済型)の民間システムの構築を支援します。</p>	

Ⅳ 生活場面「心や体、命を大切にする」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

【めざすべき姿】

障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる

【現状の評価と課題】（P.O～P.O参照）

近年、障がい者の高齢化が進行し、医療との関わりが一層強くなっています。

また、在宅の重症心身障がい児者は、医療技術の進歩により高度な医療的ケアを必要とする方が増えており、介護者の負担が過重となっている状況が明らかとなってきました。さらに、高次脳機能障がい者への支援については、障がいの特性から症状が理解されず、なかなか適切な医療につながらないとの問題が指摘されています。

医療を必要とするすべての障がい者が、生涯を通じて、いつでも必要な医療サービスを過大な負担なく受けることができるようにすることが必要です。

また、身体機能に障がいが生じたときに、早期の社会復帰が可能となるよう、身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるようにする必要があります。

さらに、障がい者やその家族の悩みや相談を聞き、適切な助言・アドバイスを行うなど、障がい者を孤立させない取組みが重要です。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（1）必要な健康・医療サービスを受ける

①医療サービスの充実

- 障がい者が身近な地域で安心して医療を受けられるよう、さまざまな障がい種別に対する医療機関や医療スタッフの理解を深めるため啓発に努めるとともに、診療拒否等の相談や苦情に対し、各保健所に設置されている医療相談窓口において対応します。

また、医療費等の公費負担制度により、重度の障がい者が医療を受ける際に過度の負担が生じないようにします。

- 発達障がい者の中には、成人になって初めて発達障がいと判明する場合もあることから、医療機関において青年期以降の人の発達障がいを的確に診断できるよう取り組みます。

- 脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病の患者が安心して医療を受けることができるよう、地域・医療連携の推進に努めます。
- 精神科病院の入院患者の療養環境の向上や、精神疾患に関する早期の治療を推進します。また、難病患者に対する支援の充実に努め、訪問指導を充実します。さらに、身近な地域で障がい者歯科診療ができる医療機関の充実に努めます。

②医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者への支援の充実

- 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者¹を取り巻くさまざまな課題の解決に向けて、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの強化と福祉サービス等の充実に取り組みます。
また、市町村における医療的ケア児を含む重症心身障がい児者に関する関係機関の協議の場の設置支援や、専門人材の育成を行うとともに、大阪府全体の協議の場を設置し、連携しながら課題等について検討を進めます。

【数値目標（平成 30 年度）】

- ・ 医療的ケア児を含む重症心身障がい児者に関する協議の場を全ての市町村において設置
- ・ 医療的ケア児を含む重症心身障がい児者に関する協議の場を圏域ごとに設置
- ・ 医療的ケア児を含む重症心身障がい児者に関する大阪府の協議の場を設置

- 医療的ケアに対応できる居宅介護事業所、短期入所事業所や日中活動系サービス事業所、グループホーム等の拡大を図ります。
- 一定の研修を受講した介護職員等に関するたん吸引等の制度を適切に運用し、障がい福祉分野において医療的ケアに従事する人材の養成や確保を図ります。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・ 喀痰吸引等を実施する障がい福祉サービス事業所数：新たに 180 事業所

③二次障がいへの対応

- 脳性まひの二次障がいや脊髄損傷の合併症等のある方など障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、障がい者地域医療ネットワークを推進します。

(2) (医学・社会的) リハビリテーションを受ける

¹ 「重症心身障がい児者」とは、身体障がい者手帳（1級・2級）及び療育手帳（A）を交付された障がい児者をいいます。

- 身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるよう、保健、福祉、労働などの関係機関と連携し、情報交換等を行うことにより地域リハビリテーションの向上を図るとともに、地域リハビリテーションに関する情報を広報します。
- 障がい者の多様なニーズに即して、治療から地域生活までの一貫したリハビリテーションが提供されるよう、大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンターの医療部門と福祉部門の連携を強化します。
また、センターが市町村と連携し、地域におけるリハビリテーション・ネットワークづくりを推進します。
- 高次脳機能障がい者が、身近な地域で、相談、医療機関での診断、リハビリテーションといった段階から、就労支援や福祉サービスの提供の段階に円滑に移行できるよう、市町村に対し取り組みを働きかけます。
また、医療機関、福祉事業所等に対する研修を通じ、医療・介護に関わる支援者がそれぞれの役割を適切に果たし、医療機関退院後においても当事者の生活能力等の維持・向上に向けた取組みが円滑に進むよう支援します。

(3) 悩みについて相談する

- 障がい者やその家族が抱えるさまざまな悩みに寄り添い、障がい特性を理解し、身近なところで適切なアドバイスを行う相談支援を充実するとともに、市町村や支援機関等に対するサポートも充実します。
また、保健所やこころの健康総合センターなどで実施しているこころの健康に関する相談を充実します。
- ピアカウンセリングやピアサポート²を相談支援事業に位置づけるとともに、一層の普及を図ります。

【数値目標（平成 32 年度）】

- ・ピアカウンセリング実施市町村数：43（すべての市町村）

- 身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び精神障がい者相談員の専門的な相談対応力を向上させることにより、活動の活性化を図ります。
また、これら障がい者相談員と相談支援事業所との協力体制を構築し、障がい者に身近なかかりつけ相談員、またはピアカウンセラーとしての役割を担えるよう検討を進めます。

² 「ピアサポート」とは、障がい当事者が同じ障がいのある人に寄り添い、支えることをいいます。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1)必要な健康・医療サービスを受ける ①医療サービスの充実	
<p>○周産期緊急医療体制の整備・充実(地域保健課)</p> <p>極小未熟児など重症新生児や、母胎・胎児が危険な状態にある妊産婦を集中治療施設を有する専門医療機関に緊急搬送し、適切な医療が受けられる体制を確保するために、産科、新生児科の連携のもと、24時間受入れ可能な病院の確保や患者の搬送体制、情報システムの整備・充実を図るとともに新生児外科との連携強化に取り組みます。</p>	
<p>○医療機関や医療スタッフの理解を深めるための取組み(地域生活支援課)</p> <p>医療機関に望まれる障がい者への配慮等を記載した「障がい者配慮ガイドブック」等を作成しており、様々な機会を通じて関係機関に周知等を図り、障がいのある方が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう普及・啓発に努めます。</p>	
<p>○障害者総合支援法に基づく自立支援医療費に対する公費負担(指導監査課、地域保健課、こころの健康総合センター)</p> <p>障害者総合支援法に基づき、自立支援医療の認定を受けた障がい者等の支給対象疾患の医療に要する費用に対し公費負担を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療(育成医療) ・自立支援医療(更生医療) ・自立支援医療(精神通院医療) 	<p>《参考》</p> <p>平成28年度実施状況</p> <p><育成医療></p> <p>件数7,363件</p> <p>大阪府負担金(1/4負担)</p> <p>37,627千円</p> <p><更生医療></p> <p>件数128,198件</p> <p>大阪府負担金(1/4負担)</p> <p>4,554,196千円</p> <p><精神通院医療></p> <p>件数92,938件</p> <p>医療費支払額</p> <p>13,264,294千円(うち国庫負担6,780,839千円)</p>
<p>○重度の障がい者に対する医療費等の公費負担(障がい福祉室、国民健康保険課)</p> <p>医療のセーフティネットの観点から、重度の障がい者が医療機関等の窓口で負担する医療費等の一部を助成する市町村に対し、助成額の1/2を補助します。</p>	<p>《参考》</p> <p>平成28年度実施状況</p> <p>対象者数60,906人</p> <p>大阪府補助額(1/2補助)</p> <p>4,934,179千円</p>
<p>○小児慢性特定疾病医療費助成制度(地域保健課)</p> <p>小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部が助成されます。</p>	<p>《参考》</p> <p>平成28年度実施状況</p> <p>承認延べ件数6,735件</p> <p>1,154,173千円</p>
<p>○難病患者に対する医療費援助(地域保健課)</p> <p>難病に対する適正医療の普及を推進するため、指定された疾病について、医療費援助による負担軽減を行います。</p>	<p>《参考》</p> <p>平成28年度実施状況</p> <p>交付件数</p> <p>指定難病分</p> <p>72,251件</p> <p>11,505,151千円</p> <p>特定疾患分</p> <p>130件</p> <p>25,805千円</p>

<p>○発達障がいにかかる診断医療機関の確保(地域生活支援課)</p> <p>発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした臨床における実習も含めた体系的な養成研修を実施してきましたが、なお長期の診断待ちが発生する状況であるため、より身近なところで専門的な診断・診療を受けることができるよう、専門医師を養成します。</p> <p>また、発達障がいの診断等にかかる医療機関ネットワーク登録医療機関に関する情報をホームページ等で公表できるよう必要な調整を進めます。</p> <p>さらに、2次医療圏毎に1か所程度、圏域の医療機関の診療支援や福祉サービス等へのつなぎのコーディネイト機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療と福祉の連携強化を図ります。また、この確保に必要な支援方策を検討します。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>○医療連携の推進(健康づくり課)</p> <p>二次医療圏毎に、脳血管疾患、心血管疾患、糖尿病の患者にかかる医療連携の状況を、地域で診療に携わる医療従事者間で共有する会議を開催し、地域の実情に応じて、連携体制の充実を図ります。</p>	
<p>○精神科病院入院患者の療養環境の向上(こころの健康総合センター、医療審査課)</p> <p>精神科病院入院患者の療養環境の向上を図るため、精神科病院実地指導や措置入院患者等の実地審査、精神医療審査会の充実に努めます。</p> <p>また、人権に配慮した医療提供体制を構築していくために、精神科医療機関療養環境検討協議会を設置し、参画団体等から収集した情報等を検証し、各病院における取組や実践例についての情報提供及び共有化を図ります。</p>	
<p>○精神疾患の早期治療の推進(地域保健課)</p> <p>各保健所において、精神科嘱託医師による相談(こころの健康相談事業)を実施するとともに、電話相談に応じ、精神科受診等に必要な情報提供や助言を行います。</p> <p>また夜間・休日において、精神疾患の急性憎悪等により治療が必要な場合に対応するため、精神科救急医療体制整備事業として、救急病院を確保し、適切な医療を提供します。</p>	<p>《参考》</p> <p>平成 28 年度 大阪府精神科救急医療情報センター対応件数 2564 件 平成 28 年度 夜間・休日精神科身体合併症支援システム 利用件数 236 件</p>
<p>○大阪難病医療情報センターの運営(地域保健課)</p> <p>大阪難病医療情報センターについて、難病の医療に関する情報の収集・発信機能を強化し、保健所難病対策事業への支援、大阪難病医療ネットワーク事業等大阪府内の医療機関の連携を推進することにより、地域での在宅難病患者に関する総合的な支援体制の確保を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病医療に関する電話、面接相談 ・コミュニケーション機器の貸し出し、調整 ・遺伝相談、就労相談 ・患者家族対象の医療用相談会の開催 ・難病に関する情報発信(調査・研究) ・地域ネットワーク強化に向けた研修(会議)の開催 ・神経難病医療ネットワークの運営 ・保健所への支援(情報の収集と提供、講演やカンファレンスなどでの助言、関係機関への同伴訪問) 	<p>地域のネットワーク強化に向けた研修(会議):年1回以上</p>
<p>○在宅難病患者に対する訪問指導の実施(地域保健課)</p> <p>医療費助成の新規申請や更新申請時の機会に患者の状況について把握し、また患者の病状やニーズに応じて、支援の必要性の高い難病患者への、電話、面接、訪問等による支援を実施します。</p>	<p>新規申請患者への保健師支援において、初回支援基準票に従った訪問の実施</p>
<p>○保健所における難病事業の充実(地域保健課)</p> <p>現在の難病患者を取り巻く社会情勢をふまえて、患者個別に実施している電話、面接、訪問といった支援だけでなく、疾患に関する理解と、日常生活の質の向上につながるよう、難病患者及び家族を対象とした難病講演会や学習会、患者交流会といった集団支援を行っていきます。</p> <p>また、地域の状況に合わせた医療・保健・介護・福祉のネットワーク構築に向けて、関係機関対象の研修会等の実施を行っていきます。これらの事業を通して、地域の療養体制整備を図り</p>	<p>難病講演会の開催:各府保健所年1回以上 関係機関対象の会議や研修の開催:各府保健所年1回以上</p>

ます。	
<p>○ハンセン病回復者のニーズに応じた医療・福祉サービスの提供(地域保健課)</p> <p>地域で暮らすハンセン病回復者が求める福祉サービスの提供が可能となるよう、定期訪問や電話相談によりニーズを把握し、ハンセン病回復者支援コーディネーターや市町村、関係機関等と連携をはかりながら、必要な支援に努めます。</p> <p>また、ハンセン病後遺症に対し適切な医療・介護を提供できるよう、関係機関と連携し、研修等を通じて啓発を行います。</p>	
<p>○障がい者(児)歯科診療の充実(健康づくり課)</p> <p>障がい者(児)が、身近な地域で、障がいの特性に応じた歯科診療を安心して受けられるよう、障がい者(児)歯科診療施設の地域的偏在の解消に努めます。</p>	
(1)必要な健康・医療サービスを受ける ②医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者への支援の充実	
<p>○医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等の在宅生活を支える体制整備の推進(地域生活支援課)</p> <p>医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者等を取り巻くさまざまな課題の解決のために、保健・医療・福祉・教育等関係機関の円滑な連携体制のもと、地域生活の維持・継続のための地域ケアシステムの強化と福祉サービス等の充実強化に取り組みます。</p> <p>市町村における地域ケアシステムや自立支援協議会等における医療的ケア児を含む重症心身障がい児者の協議の場の設置の支援や、専門人材の育成を行うとともに、市町村域でのケアシステムにおいて抽出された課題を中心に、支援が十分ではない事例についての課題整理と解決方法を検討する場として、府域での協議の場の設置を行います。</p>	<p>目標値(平成32年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉・教育等の関係機関が参画し、医療的ケア児を含む重症心身障がい児者に関する協議の場を全ての市町村において設置 ・保健・医療・福祉・教育等の関係機関が参画し、医療的ケア児を含む重症心身障がい児者に関する協議の場を圏域ごとに設置 ・市町村域で抽出された課題を中心に、支援が十分ではない事例についての課題整理と解決方法を検討する場として、府域での協議の場の設置
<p>○保健所における専門的母子保健事業の実施(地域保健課)</p> <p>保健所において、慢性疾患児・身体障がい児や医療的ケア児とその家族に対して、保健師等専門職による訪問指導や療育相談等の個別支援、学習会や交流会等の集団支援を実施します。</p> <p>また、医療的ケア児に関わる地域医療機関や訪問看護事業所をはじめとする医療・保健・福祉・教育・療育等の関係機関とのネットワークを構築し、地域での在宅療養支援体制の整備を図ります。</p>	
<p>○医療型短期入所の整備促進(地域生活支援課)</p> <p>医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の地域生活を支え、家族のレスパイトを実現するために、医療機関の空床を活用した短期入所事業の整備促進に取り組みます。</p>	<p>目標値(平成32年度)</p> <p>各二次医療圏域における医療型短期入所事業の実施：8圏域</p>
<p>○たん吸引等の業務を行うことができる介護職員等の養成(生活基盤推進課)</p> <p>介護職員等に対するたん吸引等に係る制度を適切に運用し、障がい福祉分野において医療的ケアに従事する人材の養成や確保を図ります。</p>	<p>目標値(平成32年度)</p> <p>新たに喀痰吸引等を実施する事業所：10事業所×6圏域×3年間(平成30年度～平成32年度)＝180事業所</p>
(1)必要な健康・医療サービスを受ける ③二次障がいへの対応	
<p>○障がい者地域医療ネットワークの推進(地域生活支援課)</p> <p>脳性まひにおける二次障がいや脊髄損傷の合併症等のある方など障がい者が身近な地域で安心して医療が受けられるよう、障がい者地域医療ネットワークを推進するとともに、医療機関従事者に対する研修会等を実施することで普及・啓発に努めます。</p>	
(2)(医学・社会的)リハビリテーションを受ける	

<p>○大阪府内地域リハビリテーションの推進(地域生活支援課)</p> <p>身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができるよう、保健、福祉、労働などリハビリテーションに携わる関係機関で情報交換などを実施します。障がい者に対する支援方策の充実並びに連携の強化により、大阪府内における地域リハビリテーションの向上を図るとともに、障がい者医療・リハビリテーションセンターと連携しながら広報に努めます。</p>	
<p>○障がい者医療等の推進による自立支援(地域生活支援課)</p> <p>大阪府内の障がい者医療・リハビリテーションの拠点として、医療部門(急性期・総合医療センター)、訓練部門(大阪府立障がい者自立センター)、相談支援部門(大阪府障がい者自立相談支援センター)がさらに連携し、治療から地域移行までの一貫したトータルリハビリテーションを実施するとともに、市町村とも連携して障がい者の地域移行及び地域生活を支援します。</p>	
<p>○高次脳機能障がい者への支援(地域生活支援課)</p> <p>大阪急性期・総合医療センターにおける高次脳機能障がいの診断及びリハビリテーションを引き続き行います。</p> <p>また、医療機関、福祉事業所等に対する研修を通じ、「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」の普及を進め、医療・介護に関わる支援者がそれぞれの役割を適切に果たし、医療機関退院後においても当事者の生活能力等の維持・向上に向けた取組みが円滑に進むよう支援します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」を活用した研修会の実施</p> <p>1回以上/年</p>
<p>(3)悩みについて相談する</p>	
<p>○障がい特性に応じた専門的な相談支援機能の充実(地域生活支援課)</p> <p>大阪府障がい者自立相談支援センターにおいて、相談支援従事者研修等の人材育成を通じて市町村における相談支援の充実を図ります。</p> <p>また、現状において、支援困難な発達障がいを伴う知的障がい者に対し、個々の障がいや行動の特性に即したアセスメントを行い、当事者及び家族の地域での生活の安定につながるよう、市町村や支援機関等に対して専門相談機関として具体的な助言及び支援を行います。</p> <p>なお、いまだ支援方法が確立されていない高次脳機能障がいにおいては、個別事例に係る支援ノウハウの蓄積が必要であり、市町村等と共に支援方法を検討し、地域の福祉事業所等が行っている先進的な支援事例等を収集・蓄積することにより、専門相談機関として適切な助言を行います。</p> <p>保健所や大阪府こころの健康総合センターによる市町村支援・情報提供、市町村職員研修・相談支援従事者養成研修などを通じて、市町村精神保健福祉相談の充実を図ります。</p>	
<p>○保健所における相談支援機能の充実(地域保健課)</p> <p>保健所においては、医療的相談・障がい受容の相談・こころの健康の相談・思春期の相談・ひきこもりの相談・長期入院者の退院支援などの専門的相談に対応できるよう相談機能の充実を図ります。医療・保健・福祉の連携システムの構築をすすめます。</p>	<p>《参考》</p> <p>大阪府保健所におけるこころの健康相談支援状況</p> <p>平成28年度</p> <p>相談実数 4,079件</p> <p>相談延べ数 28,246件</p> <p>訪問実数 1,270件</p> <p>訪問延べ数 3,774件</p> <p>(大阪府12保健所)</p>
<p>○こころの健康相談の実施(こころの健康総合センター)</p> <p>大阪府こころの健康総合センターにおいて、依存症・発達障がい・自死遺族の専門相談を充実し、府民のより専門的な相談のニーズに応えるとともに市町村や保健所の相談を支援します。</p> <p>①依存症相談</p> <p>依存症者を適切な治療につなげるとともに、本人の回復を促進するために、本人、家族、相談対応者等への支援体制を充実強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依存症相談事業の実施 府民及び関係機関職員に対して、専門医等による相談及びコンサルテーションを所内で実施するとともに、保健所等の依頼に応じて、出かけるコンサルテーションを実施します。 ・家族教室の実施、拡充 薬物依存症者の家族を対象とした家族サポートプログラムを実施します。 <p>②発達障がい専門相談</p> <p>成人における確定診断を行うことができる医療機関は十分とは言えないため、関係機関からの紹介元に基づいて、成人の方を対象に、広汎性発達障がいの相談・専門医師による見立て・コンサルテーションを実施します。</p>	

<p>③自死遺族相談</p> <p>大切な方を自死で亡くされた方を対象に、自死遺族相談を実施します。また、自死遺族相談の対応力向上のため、相談担当者を対象に事例検討会、自死遺族相談従事者養成研修を実施します。</p>	
<p>○ピアカウンセリングの普及(地域生活支援課)</p> <p>市町村障がい者相談支援事業として位置づけられているピアカウンセリングの普及を図ります。</p>	<p>目標値(平成32年度)</p> <p>市町村障がい者相談支援事業におけるピアカウンセリング実施市町村数 43(すべての市町村)</p>
<p>○小児慢性特定疾病児童等ピアカウンセリングの実施(地域保健課)</p> <p>小児慢性特定疾病児童等及び保護者等に対して、電話・面接・派遣によるピアカウンセリング等の実施や同じ疾患を持つ方々に交流の場の情報を提供するピアサポート等を行います。</p>	
<p>○身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者相談員活動の充実(地域生活支援課)</p> <p>研修を通じて障がい者相談員の専門的な相談対応能力の一層の向上と、障がい者相談員間の情報交換を図るとともに、市町村が実施する障がい者相談支援事業と連携し、地域の社会資源の一つとして、地域の実情に応じた活動を推進します。</p>	
<p>○相談支援専門員の養成(地域生活支援課)</p> <p>多様化する障がい児者のニーズを把握し、きめ細やかで適切な支援につなぐ役割を担う相談支援専門員の養成を図るとともに、支援に必要な知識の習得や調整能力等のスキル向上に努めます。</p> <p>また、医療的ケア児の支援等障がい児者の福祉に係る新たな課題や制度の動向を踏まえ、専門人材としての相談支援専門員の養成とさらなる資質の向上を図ります。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>

V 生活場面「楽しむ」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

【めざすべき姿】

障がい者がより質の高い生活を楽しみ生き生きと活動している

【現状の評価と課題】（P.O～P.O参照）

障がいのある人もない人も、生きがいやゆとりを持ち、生き生きとした生活を送るためには、余暇活動など「楽しむ」ことが必要です。特に今後は、障がい者を取り巻く社会的障壁を無くし、障がいのある人も、障がいのない人と同じように楽しめる環境整備が求められ、生活上不可欠な医療・福祉サービスのみならず、生活の質（QOL）の向上についても考えることが大切です。そのためには、障がい者が、旅行などのレクリエーション活動を楽しみ、さまざまな趣味や豊かな感性を生かせる場を持つなど、潤いのある生活を送ることができるようにしていくことが必要です。

とりわけ、スポーツや芸術・文化の分野での障がい者の活躍は、障がいのある人にもない人にも、より幅広いさまざまな分野で活躍できる無限の可能性のあることを改めて認識させてくれました。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、「する」「みる」「ささえる」という観点から障がい者スポーツの促進を図っていくことが必要です。併せて、よりハイレベルな舞台や、市場への挑戦なども目標としながら、障がい者の文化芸術活動の促進を図っていくことが必要です。

さらに、障がいのある人の活動を支援するボランティア等を充足し、障がいのあるなしに関わらずさまざまな活動をともに行えるよう支援することも重要です。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

（1）余暇活動や社会参加に取り組む

①余暇活動の充実と活動内容の拡大

- 障がいのある人が、旅行、観光、娯楽など、充実したレクリエーション活動を楽しめる環境を整備するため、障がい理解の促進や、移動手段の確保に努めます。
- 障がいのある児童生徒が、休日や放課後、長期休暇を充実して過ごすことができ、保護者も安心できる居場所の確保を図るため、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、障がい児の移動支援事業の促進を市町村に働きかけます。また、保育所や放課後児童ク

ラブにおいて障がい児の受け入れが進むよう市町村の取り組みを支援します。

- 情報の受け手としてだけでなく発信者として、ICTを活用した情報発信・交流ツールとなるパソコン利用を促進します。

②障がいのある人と障がいのない人の交流、主体的な社会参加

- 障がいのある当事者同士の交流、仲間づくりを通じて、スポーツや文化・レクリエーション活動の機会を拡大します。
- 障がいのある人と障がいのない人が、スポーツを通じて交流し、ともに楽しむことなどにより障がい者理解を促進します。

③ボランティア活動を活性化する

- 多くの府民がボランティア活動に積極的に参加することを通じて、レクリエーション活動に対する支援の充実を図ります。
- ボランティアの活動場所の確保や環境整備、情報の提供などを通じて、ボランティア活動が地域に定着できる取組みを行います。

(2) スポーツ活動に取り組む

- 市町村との役割分担をふまえ、府は広域的・専門的な立場から、府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）や府立稲スポーツセンターを運営し、今後の障がい者スポーツを牽引していく選手の養成や、障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成・派遣を行うなど、競技力の向上と裾野拡大を図ります。併せて、障がい者スポーツ関係団体や関係機関などと連携し、身近な地域における取組みを支援していきます。
- 障がい者のスポーツ参加や競技スポーツとしての障がい者スポーツ促進のため、大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、全国障害者スポーツ大会への選手団派遣を行います。また、これらの大会に向けた強化練習等を支援します。
- 府立支援学校のほか、市町村、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい者福祉サービス事業所等との連携や、これらへの支援を行うことにより、「いつでも」「どこでも」「気軽に」障がい者スポーツを「する」「みる」ことのできる環境づくりを進めます。
- 企業やトップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発や、より多くの府民が障がい者スポーツを「ささえる」仕組みづくりを進めます。

- 府内のスポーツ施設において障がい者の利用が進むよう設置者の理解を深める広報・啓発に努めます。

(3) 芸術・文化活動に取り組む

- 舞台芸術で活躍する障がい者の育成や、創造性豊かな絵画等の作品について「現代アートとしての評価」や「市場へのチャレンジ」につなげる等、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援します。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1)余暇活動や社会参加に取り組む ①余暇活動の充実と活動内容の拡大	
<p>○日中一時支援事業の充実(地域生活支援課)</p> <p>障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、既存の施設を効率的・効果的に活用し、積極的に事業実施できるよう、市町村とともに取り組みます。</p>	
<p>○保育所・放課後児童クラブの運営の充実(子育て支援課)</p> <p>保育所や放課後児童クラブにおいて障がい児の受入れがより進むよう市町村の取組みを支援します。</p> <p>放課後児童クラブについては、補助制度を活用し、支援学校小学部児童を含む障がい児の利用を促進します。</p>	
<p>○長期休業期間等の活動の充実と施設開放の推進(地域教育振興課、支援教育課、地域生活支援課)</p> <p>支援学校において、児童生徒の豊かな人間性を育むため、夏季休業をはじめとする長期休業期間等における課外活動の充実に努めます。</p> <p>また、夏季休業をはじめとする長期休業期間等における取組みを地域やボランティアの支援を得ながら進めます。</p> <p>さらに、放課後等デイサービスや日中一時支援事業、移動支援事業等の活用を図れるよう市町村とともに取り組みます。</p>	
(1)余暇活動や社会参加に取り組む ②障がいのある人とない人の交流、主体的な社会参加	
<p>○スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の促進(自立支援課)</p> <p>障がい者理解の促進を図る観点から、以下の取組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)と連携した幅広い障がい者の文化芸術活動を支援・大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等 ・障がい者スポーツの支援や振興を担う人材の養成や派遣のほか、府立支援学校のほか、市町村、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい者福祉サービス事業所等との連携等 ・府立障がい者交流促進センター・府立稲スポーツセンターの運営等 ・企業やトップアスリート等と連携した障がい者スポーツの普及啓発や、より多くの府民が障がい者スポーツを「ささえる」仕組みづくり ・府内のスポーツ施設において障がい者の利用が進むよう設置者の理解を深める広報・啓発 	
(1)余暇活動や社会参加に取り組む ③ボランティア活動を活性化する	
<p>○ボランティア活動の振興(男女参画・府民協働課)</p> <p>ボランティア活動に、多くの府民の参加や支援が得られる環境を整えるため、ボランティア情報の提供やボランティアコーディネーターの養成等を支援し、府民だれもが気軽にボランティア活動に参加できる条件づくりを進めます。</p> <p>大阪府社会福祉協議会が設置する大阪府ボランティア・市民活動センターが実施する事業への支援やボランティア情報の提供を通じて、ボランティア活動を行う府民の増加を図ります。</p>	
<p>○福祉農園等の活用とボランティア、ボランティアリーダーの支援(推進課)</p> <p>障がい者施設の花壇作りや、畑づくりを支援するため、農産園芸福祉に取り組む障がい者施設等の関係者の相談・要請に対応し、技術的なアドバイス・支援及びボランティアリーダー、ボランティアに対する技術的アドバイスを行います。</p> <p>また、障がい者施設での花苗づくりを支援し、園内花壇植栽用の花苗として使用するなど施設と連携した花づくり活動を進めます。</p>	<p>花壇づくりなどの講習会の実施 年3回程度</p>
(2)スポーツ活動に取り組む	
<p>○大阪府立障がい者交流促進センターの運営(自立支援課)</p> <p>大阪府における障がい者スポーツ(特に競技スポーツ)の広域的中核拠点として、府立支援学校のほか、障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体や地域の障がい者福祉サービス事業所等のほか、広域的な大会の実施・運営や、競技性の向上に資するプログラムの実施などを行います。</p>	

<p>○大阪府立稲スポーツセンターの運営等(自立支援課)</p> <p>障がい者の社会参加の促進を図るため、障がい者のスポーツ及び文化・レクリエーション活動を支援します。加えて、府立施設として求められる施設機能のあり方等を検討し、平成31年度末までに結論を得ます。</p>	
<p>○障がい者スポーツ指導者養成事業の実施等(自立支援課)</p> <p>障がい者スポーツの支援や振興を図るため、中級障がい者スポーツ指導員などの人材を養成し、府立支援学校や障がい者スポーツに関わるさまざまなスポーツ団体などへ派遣します。また、障がい者が地域でスポーツ活動により多く取り組めるよう、身近な地域における活動機会や場所の情報提供を充実させます。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 100px; margin: auto;"> <h1 style="margin: 0;">保留</h1> </div>
<p>○大阪府障がい者スポーツ大会の開催・全国障がい者スポーツ大会への選手団の派遣等(自立支援課)</p> <p>障がい者スポーツの競技性や障がい者一人ひとりの競技力の向上と裾野拡大を図るため、競技スポーツの祭典である大阪府障がい者スポーツ大会を開催するほか、大阪府障がい者スポーツ大会の成績優秀者等について、アスリートとして強化練習等の支援を行うとともに、全国障がい者スポーツ大会に大阪府選手団として派遣します。</p> <p>また、上記大会以外の各種競技会との連携や参加者支援等を行います。</p>	<p>目標値(平成32年度) 大阪府障がい者スポーツ大会参加者 1,000人以上</p>
<p>○スポーツ観戦の機会の提供(自立支援課)</p> <p>大阪府障がい者スポーツ大会など障がい者スポーツのPRを大阪府障がい者スポーツ応援団長を活用して行うほか、これら大会等の観戦の機会やパラリンピアン等のトップ障がい者アスリートの招聘等によるスポーツに親しむ機会の提供に努めます。</p>	
<p>(3) 芸術・文化活動に取り組む</p>	
<p>○芸術・文化活動への支援と自己実現機会の提供(自立支援課)</p> <p>国の障がい者文化芸術の拠点施設である国際障害者交流センター(ビッグ・アイ)と連携し、舞台芸術で活躍する障がい者を育成するほか、障がい者の創造性豊かな絵画等の作品について、「現代アートとしての評価」や「市場へのチャレンジ」につなげる等、幅広く障がい者の文化芸術活動を支援します。</p>	

VI 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

1. めざすべき姿と現状の評価・課題

【めざすべき姿】

社会のだれもが障がい者への合理的配慮を実践し、障がい者が社会の構成員として尊厳を持って生きていることを実感している

【現状の評価と課題】（P.O～P.O参照）

障害者基本法が改正され、障がい者は権利の主体であることや、社会の側が合理的な配慮を考えていかなければならないことが明確化されています。平成 24 年 10 月には障がい者の権利・利益の擁護を目的として、障害者虐待防止法が施行され、虐待が障がい者の尊厳を害するものであると明記されました。さらに障がいを理由とする差別の解消を推進して共生社会の実現をめざすことを目的とする障害者差別解消法が平成 28 年 4 月に施行され、大阪府においても「障がいを理由とする差別のない共に生きる大阪の社会」をめざし、大阪府障がい者差別解消条例を同時に施行しました。障がいのある人と障がいのない人がともに生活する中で、障がい者の尊厳が損なわれることのない社会を築いていく必要があります。

しかしながら、平成 28 年 7 月に発生した相模原市の「津久井やまゆり園」における、何の罪もない障がいのある多くの人々が大切な命を奪われ、傷つけられた、許しがたい事件など、今なお、障がい者に対する差別や虐待は後を絶たない状況にあると言わざるを得ません。障がいのある人への配慮をはじめ、人々がお互いに相手を気遣い、支え合うことのできるまちは、全ての人にとって暮らしやすいまちであり、共に生きる社会の実現につながるという信念のもと、引き続き、障がい理解や合理的な配慮に関する啓発活動の充実により、社会全体の理解と関心を深めながら、差別や虐待のない社会づくりをめざします。

また、近年、大地震等の自然災害が頻発していることを踏まえ、災害に備えた取り組みの充実だけではなく、災害発生時にそれらを実実に機能させる取り組みも今後ますます重要になっていきます。

さらに、手話や点字など社会参加に必要な障がい者のコミュニケーション支援や情報保障が確保されるとともに、言語としての手話の認識が普及及び習得の機会の確保が図られる社会をめざしていく必要があります。また、ICT機器などの技術革新やより専門性の高い人材養成等により、障がいのある人がその障がい特性に応じた言語やコミュニケーション手段を活用でき、府民がその必要性を理解している社会をめざしていきます。

2. 個別分野ごとの施策の方向性

(1) 障がい者や障がいへの正しい理解を深める

①障がい者や障がいについての広報・啓発

- 府民の障がい者及び障がいに対する正しい理解と認識を深める取組みを行います。特に、発達障がい、高次脳機能障がいなどについて、その特性や必要な配慮等に関し、府民の理解と協力が得られるよう広報・啓発を推進します。
- また、府民や事業者が、障がいについてより深く考え、自らすすんで合理的配慮を実践するよう、取組みを促進します。

②障がい者理解を深める教育の推進

- 障がい者や障がいに対する正しい理解と認識を深め、子どもの発達段階に応じた教育を推進します。また、教員及び社会教育指導者に対する研修を推進します。

(2) 障がい者が尊厳を保持する

①障がい者差別の禁止

- 障害者基本法や障害者差別解消法に定める合理的な配慮について、その考え方の普及や実践の促進を図ります。また、広く府民に「何が差別に当たるのか」をわかりやすく示し、差別の解消を推進します。
- 大阪府障がい者差別解消条例に基づく相談と解決の仕組みを通じて、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを着実に推進します。また、身近な地域で差別の解消を効果的に推進するため、市町村における体制整備や対応力の強化を支援します。
- さらに、事業者の主体的な取組みの促進を図ります。
- 学校園内での人権侵害事象を発生させない意識づくり、人権侵害があったときに発見できる体制づくりを進めるとともに、相談しやすい環境づくりを行います。

②障がい者虐待等の防止

- 「障害者虐待防止法」における障がい者虐待（養護者による虐待、障がい者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待）の防止と、障がい者の権利擁護に取り組みます。

- 市町村の対応力向上を支援するとともに、専門機関との連携協力体制の確保や市町村と連携した事例検討等による虐待の背景・要因の分析を通じた虐待防止策の充実に努めます。また、虐待防止に向けた研修の実施や、虐待防止に関する事業所指導等を行います。
- 児童福祉法に基づく被措置児童等虐待の防止と、障がい児入所施設における権利擁護に取り組みます。

③権利擁護の充実

- 自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者が、地域での生活を円滑に安心して送れるように、成年後見制度の利用を促進するための市町村の取組みや、日常生活自立支援事業の実施を支援します。
- また、日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障がい福祉サービス等の提供に関わる関係者が、障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるよう市町村や関係機関への周知を図ります。
- 障がい者が刑事事件や民事事件等の当事者等になった場合に、その手続きを円滑に行うことができるようにするため、当該障がい者に対する情報の提供や関係職員の意識啓発等を行います。
また、刑務所などの矯正施設を退所した障がい者に対して、地域生活への円滑な移行が行われるよう支援します。
- 消費者である障がい者の利益が擁護・増進されるよう適切な情報提供などを行います。

(3) 安全・安心を確保する

①防災の推進

- 災害時における地域の高齢者や障がい者等、「避難行動要支援者」の円滑な避難行動を促進するため、平時から避難行動要支援者名簿の適切な更新と地域コミュニティレベルでの要支援者の支援体制の確立ができるよう市町村を支援します。
- 大規模な災害発生時に、障がい者が円滑に避難でき、適切なQOLが確保された避難生活を送れるように支援します。とりわけ、知的障がい者や精神障がい者が落ち着ける環境を工夫するなど、さまざまな障がい特性への対応方法や配慮事項を浸透させます。
- 指定避難所の運営におけるバリアフリー化や障がい者用トイレの整備、非常用電源の

確保等が図られるよう、市町村に対して助言等の支援を行います。

さらに、指定避難所においても、点字や音声などによる情報提供や、手話通訳者等を派遣する体制が図られるよう、市町村に対して助言等の支援を行います。

- 障がい者等にとって二次的な避難施設となる福祉避難所のさらなる確保が図られるとともに、設備や体制がより充実したものとなるよう、市町村や事業者への協力要請などを行います。
- 社会福祉施設において、施設が被災した場合でも利用者の処遇を確保できるよう、施設に働きかけます。
- 災害発生時に行政や福祉関係施設・関係団体等が連携して障がい者等の福祉ニーズに対応できるよう、体制を構築します。

②防犯の推進

- 障がい者が安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域防犯力のさらなる向上に取り組むとともに、犯罪発生情報のわかりやすい提供や障がい特性に応じた 110 番通報手段の広報など、障がい者の犯罪被害を防止する取組みを行います。

(4) 十分な情報・コミュニケーションを確保する

- 視覚障がい者や聴覚障がい者など支援を必要とする人が、必要なコミュニケーション支援や情報保障を受けることのできる環境を確保します。併せて、新たなコミュニケーション支援等のニーズに対応するための検討を進めます。
- 特に専門性の高い意思疎通支援者（手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助者、点訳・朗読奉仕員（中級））等の養成及び質の確保に取り組む、また、手話のできる人材の裾野拡大に取り組めます。
- 「大阪府障がい者社会参加促進センター」、「大阪府盲人福祉センター」及び「大阪府谷町福祉センター」を移転・集約し、視聴覚障がい者情報提供施設としての機能も併せ持つ福祉関連の情報発信やコミュニケーション等の支援拠点として新設し、府立施設として、運営します。
- 大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例に基づき、市町村や福祉・教育等の関係機関、企業などと連携して、必要な施策を展開します。
- 障がいのある人と障がいのない人との間の情報格差を解消するため、市町村での IT 講習会などの開催を支援します。

3. 具体的な取組みと目標

具体的な取組み	目標
(1)障がい者や障がいへの正しい理解を深める ①障がい者や障がいについての広報・啓発	
<p>○障がい者週間を中心とした啓発事業の実施(障がい福祉企画課)</p> <p>障がいに関する府民の理解と認識を深めるため、障がい者週間(毎年12月3日～9日)を中心として、市町村・障がい者団体・企業等と協働し、啓発事業を実施します。また、民間事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。</p> <p>さらに、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたヘルプマークについて、オール大阪で普及に向けて取り組みます。</p> <p>・「大阪ふれあいキャンペーン」小学生を対象とした啓発物「大阪ふれあいありがとう」「大阪ふれあいすごろく」の作成・配布</p> <p>・「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」作文・ポスターの募集及び表彰</p> <p>・「共に生きる障がい者展」等の啓発イベント</p> <p>これらの取組みも活用しながら、年間を通じた啓発事業を実施することで、府民及び事業者が、障がいや合理的配慮の実践について理解を深めるように努めます。</p>	<p>目標値</p> <p>・障がい理解を深めるための啓発物である「大阪ふれあいありがとう」を大阪府内すべての小学校3年生に配布</p> <p>・啓発イベントや府政だより等により、年間を通じて幅広く府民への啓発を実施</p>
<p>○発達障がいに対する理解促進(地域生活支援課)</p> <p>「世界自閉症啓発デー(毎年4月2日)」及び「発達障がい啓発週間(毎年4月2日～8日)」の取組みとして、ブルーライトアップやシンポジウム等の啓発事業の実施、ポスター・リーフレットの市町村や関係機関への配布・掲示等、普及啓発の推進に努めます。</p>	
<p>○高次脳機能障がいに対する理解の普及啓発(地域生活支援課)</p> <p>高次脳機能障がい者の就労や就学など当事者の希望や目標の実現のため、地域における社会資源の整備にも資するよう、関係者への研修等を通じて「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」の普及と活用を促します。</p>	<p>目標値(平成32年度まで)</p> <p>「使たらええで帳～高次脳機能障がいファイル～」を活用した研修会の実施</p> <p>1回以上/年</p>
<p>○人権教育・啓発活動の推進(人権企画課)</p> <p>障がい者の人権をはじめ、さまざまな人権問題について府民一人ひとりが人権の意義や価値について理解を深められるよう、効果的な情報提供を行うとともに、府民及び市町村・関係団体の職員を対象に参加・体験型の学習機会の普及を図るなど、人権教育・啓発を推進します。</p>	
<p>○大阪府職員に対する研修(人事課)</p> <p>障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るため、講義形式だけでなく、参加体験型学習等により効果的に研修を進め、豊かな人権感覚を持ってさまざまな課題を理解し、その解決に取り組むことができる職員の養成をめざします。</p>	<p>目標値(平成32年度)</p> <p>・新規採用職員等を対象に全職種で採用時に福祉介助等の実習を実施</p> <p>・新任課長補佐級職員を対象に全職種で人権問題に関する研修を実施</p>
<p>○大阪府警察職員に対する研修(府警本部総務課)</p> <p>窓口業務を担当する職員の一部を対象に、障害者差別解消法の理解を深める研修を実施します。この研修では、法の趣旨の理解を促し、合理的配慮や不当な差別とはどのようなものか具体的に示すことで、適切な窓口業務に取り組むよう教養します。</p>	
(1)障がい者や障がいへの正しい理解を深める ②障がい者理解を深める教育の推進	
<p>○障がい理解教育の推進(小中学校課、高等学校課)</p> <p>人権教育基本方針・人権教育推進プランに基づき、人権尊重の観点にたち、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識を深めるための教育を推進します。</p> <p>すべての児童生徒が、障がいや障がい児(者)に対する正しい理解と認識を深めるとともに、実践する力を育成します。</p> <p>「総合的な学習の時間」や教科学習等それぞれの教育課程において、障がい者との交流や体験学習を推進します。</p> <p>福祉・ボランティアにかかわる活動を充実します。</p>	<p>目標値</p> <p>・全小・中学校で障がい理解教育の実施</p> <p>・全小・中学校で福祉・ボランティアにかかわる活動を実施(小・中学校については、教育課程実施状況調査や市町村教育委員会へのヒアリングを通じて状況等を把握)</p> <p>・全府立高等学校で障がい理</p>

	<p>解教育の実施 ・合同の研修会の実施(年1回)</p>
<p>○教員研修の充実(高等学校課) 大阪府教育センターでは、子どもの発達段階に応じて、障がい児(者)や障がいに対する正しい理解と認識をより一層深め、教育内容や指導方法の実践力を向上させるとともに、支援教育を推進するための研修を実施しています。高等学校においても課題である発達障がいに関する研修への参加を促し、実践的な対応力の向上に努めます。</p>	<p>目標値(平成32年度) 「高等学校における支援教育コーディネーター研修」受講者がいる府立高校の割合 100%</p>
<p>○社会教育指導者研修の充実(地域教育振興課) 市町村等において、障がい者や障がいに対する正しい理解を推進する事業の企画立案をする人材や、地域活動の核となる人材の資質向上を図るため、さまざまな教材を活用した参加体験型プログラム等による研修の充実に努めます。 ・大阪府および市町村の社会教育関係職員やPTAの役員など社会教育関係団体の指導者に対する研修の充実 ・参加体験型の学習に対応した教材を活用できるファシリテート(参加者の気づきを促し、学びを深める)スキルの向上</p>	
<p>(2)障がい者が尊厳を保持する ①障がい者差別の禁止</p>	
<p>○障がいを理由とする差別の解消に向けた取組み(障がい福祉企画課) 障がいを理由とする差別の解消に向けた取組みを着実に推進するため、広域支援相談員による相談への対応力の向上や大阪府障がい者差別解消協議会及び合議体における相談事例等の検証を通じて、その成果を「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」の改訂に反映させるなど、障がい者差別解消の取組みの充実に図ります。 また、身近な地域で障がい者差別の解消を効果的に推進するため、市町村において障がい者差別解消支援地域協議会の設置促進や対応力の強化が図られるよう、府における検証の成果の提供や助言等による支援を行います。 加えて、障害者差別解消法で具体的な取組みが求められている事業者での主体的な障がい理解を深める取組みの促進をめざします。 こうした取組みを進める中で、条例の附則に規定する「見直し検討」を見据え、具体的な相談事例の分析・評価を積み重ね、障がい者差別解消の取組みを検証します。</p>	<p>目標値(平成32年度) ・支援地域協議会を設置する市町村数 43(全ての市町村)</p>
<p>○人権が尊重される学校体制の整備・充実と教育の推進(小中学校課) 学校内外の相談体制を確立し、人権侵害事案が起こったときの対処システムの充実に努めます。 各学校におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口を引き続き設置するとともに、周知に努めます。 障がいのある児童生徒の対応も含めた体罰防止マニュアル(平成19年改訂)等を活用した研修をすべての公立小中学校で実施します。</p>	<p>目標値 すべての公立小・中学校で体罰防止マニュアル等を活用した研修を実施</p>
<p>(2)障がい者が尊厳を保持する ②障がい者虐待等の防止</p>	
<p>○障がい者虐待の防止に向けた大阪府障がい者権利擁護センターの取組み(障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 市町村が設置する障がい者虐待防止センターがその機能を十分に発揮されるよう、障がい者虐待の防止及び早期発見のための連絡調整、専門的に従事する職員等の対応力向上を支援します。 また、法的観点及び福祉的観点を踏まえた専門的判断を要する事案に対応するため、弁護士及び社会福祉士との連携協力体制を引き続き確保するとともに、市町村と連携した事例検討や意見交換等による虐待の背景・要因の分析を積み重ね、虐待防止策の充実に努めます。 さらに、障がい福祉サービス事業者等における権利擁護の取組みの充実強化を図るため、事業所の管理者等も参画した企画等による虐待防止研修を実施します。 事業所への集団指導や、新規開設する事業所に対する指定時研修においても障がい者虐待防止についての周知を引き続き行うとともに、実地指導時においても障がい者虐待の防止についての指導等を引き続き行います。</p>	<p>目標値(平成32年度) ・市町村に対して、障がい当事者やその家族を対象とした障がい者虐待防止研修の実施を促す。 ・すべての市町村の職員を対象とした障がい者虐待防止研修の実施(2回/年) ・障がい福祉サービス事業所等を対象とした障がい者虐待防止研修の実施(1回/年)</p>

<p>○被措置児童等虐待防止と権利擁護に向けた取組み(生活基盤推進課) 障がい児入所施設における権利擁護の取組みや、虐待の防止・通報義務について集団指導や実地指導等で周知徹底します。また、被措置児童等虐待事案についても、施設指導等を通して再発防止に努めます。</p>	
<p>○地域における児童虐待防止ネットワークの推進(家庭支援課) 児童虐待の予防、早期発見、早期対応につなげていくためには、身近な地域の福祉・保健・医療・教育など子どもに関する機関が連携した取組みが必要なことから、市町村ごとに設置する要保護児童対策地域協議会の充実強化に努めます。</p>	
<p>(2)障がい者が尊厳を保持する ③権利擁護の充実</p>	
<p>○権利擁護施策の充実(地域福祉課、障がい福祉企画課、地域生活支援課) 自己の判断のみでは意思決定に支障のある障がい者の権利の擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するため、大阪後見支援センターが行う日常生活自立支援事業の運営を支援します。 成年後見制度における市町村申し立てが活用されるように、研修の実施や関係機関との連携を強化して、市町村申し立てを必要とする人の把握を市町村に働きかけます。 加えて、急速な高齢化が進む中、家族や専門職による後見だけで対応していくことは困難であることから、身近な住民によるボランティア精神に立脚した「市民後見人」の養成及びその活動を支える仕組みづくりに取り組む市町村を支援します。 また、日常生活や社会生活等において障がい者の意思が適切に反映された生活が送れるよう、障がい福祉サービス等の提供に関わる関係者が、障がい者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応を実施できるようにするとともに成年後見制度の利用促進に関する取組みを推進するよう、市町村への周知を図ります。</p>	
<p>○福祉サービスに関する苦情解決制度の推進(地域福祉課) 福祉サービスの利用者が、サービス提供事業者に対する苦情等について、話し合い等で解決できない場合に、学識経験者や専門家等で構成する運営適正化委員会(社会福祉法に基づき、大阪府社会福祉協議会に設置)が相談、助言、事情調査又はあっせん等を行います。 大阪府ではこの取組みの周知と事業の実施を支援します。</p>	
<p>○福祉サービス第三者評価事業の推進(地域福祉課) 福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資することを目的とする福祉サービス第三者評価事業を推進します。</p>	
<p>○地域生活定着支援センターの運営(地域福祉課) 地域生活定着支援センターにおいて、高齢であり、又は障がいのある矯正施設退所者に対して、保護観察所、刑務所等矯正施設、福祉行政機関やその他関係機関と連携し、福祉サービスの利用等を支援します。</p>	
<p>○大阪府障がい者自立支援協議会における権利擁護の推進(障がい福祉企画課) 関係機関や市町村との連携協力体制の強化を図ることを目的に、大阪府障がい者自立支援協議会に設置する障がい者虐待防止推進部会において、引き続き虐待防止支援をはじめとする権利擁護に関する課題等について協議・検討を行うことで、大阪府内における権利擁護のための取組みを推進します。</p>	
<p>○障がい者110番事業の実施(自立支援課) 障がい者の権利擁護を図り、自立と社会参加を促進するため、障がい者からのさまざまな相談に対し、専門機関との連携を保ちながら、障がい者が主体的に問題の解決を図ることができるよう、適切な情報の提供や助言等を行います。 常設の相談窓口の設置だけでなく、FAXや留守番電話、電子メールによる受付も行い、また、事業の一層の広報にも努めるなど、利用の促進を図ります。</p>	
<p>○人間(ひと)としての尊厳を持って生きる(消費生活センター) 悪質商法による被害の未然防止等に向けて、大阪府・大阪市生活情報誌「くらしすと」掲載記事の点字版発行、メールマガジン『大阪府消費生活センター便り』の配信等により、最近の消費生活相談の内容、悪質商法とその対策等の情報提供を行い、障がい者の消費生活を支</p>	

援します。	
(3)安全・安心を確保する ①防災の推進	
○災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進(災害対策課) 要配慮者の避難生活を支援するため、市町村に対し福祉避難所の必要数の確保や障がい種別に応じた施設の確保等について働きかけます。	目標値(平成32年度末) ・福祉避難所について必要な数と種類の検討
○災害時における避難行動要支援者に対する支援体制の整備・促進(危機管理室防災企画課、障がい福祉企画課) 全ての市町村において、地域の高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」の円滑な避難行動の促進を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や同名簿を活用した避難訓練が実施されるよう、様々な機会を捉えて市町村に働きかけます。また、先進的な事例を収集し、情報提供に努めます。	
○市町村における避難所運営マニュアル策定の促進(災害対策課、障がい福祉企画課) 避難者の適切なQOLの確保に向け、府が作成した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき地域の実情に即した「避難所運営マニュアル」の策定と避難所開設訓練等が実施されるよう、市町村に働きかけます。 また必要に応じ市町村担当者を交えた検討会を設置し、さまざまな障がい特性への対応方法等を含め、さらなるマニュアルの充実に努めます。	目標値(平成32年度末) すべての市町村が、平成26年度末までに避難所運営マニュアルを作成しているが、当該マニュアルに基づく避難所開設訓練とその検証の促進を行う
○市町村における福祉避難所(二次的な避難施設)の指定の促進(災害対策課、障がい福祉企画課、生活基盤推進課) 福祉避難所について、府内のすべての市町村で一カ所以上の指定が完了していますが、障がい者等の障がい特性に応じた避難所がより一層確保されるよう、市町村や事業所に対して働きかけます。 また、民間福祉関係者等の協力も得て、福祉避難所に必要となる、要配慮者の利用に配慮した設備等や介助職員等の確保を働きかけます。 併せて、福祉避難所の補完的体制として、民間社会福祉事業者等の協力も得て、社会福祉施設等における緊急一時的な受入れ体制の整備を働きかけます。	目標値(平成32年度末) ・福祉避難所指定のさらなる促進を行い、量的・質的確保を目指す
○緊急放送等における配慮の要請(災害対策課、障がい福祉企画課) テレビ・ラジオの放送局ごとで異なる緊急時のチャイム音の統一や、事件・事故速報と災害情報を知らせるチャイム音の区別など、障がい者への配慮がなされるよう、各放送局に対する要請に努めます。	目標値(平成32年度末) さまざまな障がい者に対し、必要な情報を伝えられるよう努めていく
○社会福祉施設における災害・避難対策の促進(福祉総務課) 「災害時における応援協定の締結に向けたガイドライン」に基づき、社会福祉施設における関係機関との応援協定の締結を働きかける等、災害・避難対策を促進します。	目標値(平成32年度) ガイドラインに基づいた応援協定の締結促進
○災害時における福祉職専門等の確保体制の充実・強化(福祉総務課) 府内の福祉関係施設や事業所団体、職能団体、事業者団体が参画する「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」を活用し、福祉避難所(二次的避難所)の運営支援、被災市町村への福祉専門職の人員派遣(災害派遣福祉チーム等)や福祉用具、資材等の供給、被災者の受け入れ調整等を行うための体制を整備、充実します。	目標値(平成32年度) ネットワークにおける福祉避難所の運営支援等を行うための要綱の策定及び想定訓練の実施
(3)安全・安心を確保する ②防犯の推進	
○犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの推進(治安対策課) 犯罪被害を防止するとともに、犯罪を発生させない環境づくりをめざして取り組む大阪府の安全なまちづくり推進事業において、犯罪弱者に配慮した安全なまちづくりの意識啓発等を推進します。 障がい者が、安全かつ安心して地域社会で過ごせるよう、地域・学校・警察・行政等が連携して、地域の防犯力を高めるための活動を行う「地域安全センター」を中心とした防犯ボランティア活動の活性化を図るなど、地域防犯力のさらなる向上に取り組めます。	

<p>○大阪府警察ホームページのユニバーサルデザイン化(府警本部広報課)</p> <p>犯罪発生情報や連絡先等を分かりやすく提供するため、大阪府警察ホームページの更新・新規作成時において、各警察署の案内及び各相談窓口に関し、ファクシミリ番号を掲載する等してユニバーサルデザイン化を推進し、障がいのある方が情報を得やすいホームページづくりに努めます。</p>	
<p>○緊急時における110番通報手段の広報(府警本部総務部広報課、府警本部地域部通信指令室)</p> <p>聴覚や言語に障がいのある方が事件や事故に遭遇した場合に、警察への緊急通報手段として整備している「ファックス110番」及び「メール110番」について広く周知するために、大阪府警察ホームページ、携帯電話対応ホームページ等の各種広報媒体を通じた積極的な広報活動を実施します。</p>	
(4) 十分な情報・コミュニケーションを確保する	
<p>○支給決定に係るコミュニケーション支援(障がい福祉企画課)</p> <p>コミュニケーションに支援が必要な人に対し、障がい福祉サービス等に係る支給決定の際に市町村が行う勘案事項の聞き取り等が円滑に行えるようにするため、手話通訳者等のコミュニケーション支援が行える者の確保に努めるよう、市町村に対し助言等の支援を行います。</p>	
<p>○府政情報の提供の充実(障がい福祉企画課・府政情報室)</p> <p>府政に関する情報を、障がい特性に配慮して府民に提供します。必要に応じて府政情報の点字化、音声化等を行うほか、使いやすいホームページづくりに努めます。</p>	
<p>○大阪府障がい者社会参加促進センター等の運営(自立支援課)</p> <p>福祉関連の情報発信やコミュニケーション等の支援拠点として、「大阪府障がい者社会参加促進センター」「大阪府盲人福祉センター」「大阪府谷町福祉センター」を活用し、障がい者の意思疎通支援等を行うほか、これら3つのセンターを一元化した「福祉関連情報発信・コミュニケーション支援拠点(仮称)」を、平成32年度早期に新設し、府立施設として、運営します。</p>	
<p>○視聴覚障がい者等に対するコミュニケーション支援等の充実等(自立支援課)</p> <p>視聴覚障がい者情報提供施設等を活用し、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等や、相談支援、広域的な日常・社会生活支援のほか、障がい者向け媒体の製作・提供・普及、障がい者に対する情報機器の貸出、相談等を実施します。また、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例に基づき、市町村や福祉・教育等の関係機関、企業などと連携して、必要な施策を展開します。</p> <p>(視覚障がい者関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点字図書館の運営 ・点字広報等の発行 ・点字による即時情報ネットワーク ・点訳奉仕員(中級)*の養成 ・朗読奉仕員(中級)*の養成 ・視覚障がい者家庭訪問指導事業 ・希望教室 など <p>(聴覚障がい者関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者情報提供施設の運営 ・特に専門性の高い手話通訳者*の養成 ・特に専門性の高い手話通訳者*の派遣 ・特に専門性の高い要約筆記者*の養成 ・特に専門性の高い要約筆記者*の派遣 ・言語としての手話の認識の普及及び「暮らす(乳幼児期含む。)」 「学ぶ」 「働く」 場での習得の機会の確保 など <p>(盲ろう者関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盲ろう者通訳・介助者*の養成 ・盲ろう者通訳・介助者*の派遣 ・盲ろう者の社会参加支援の実施 <p>* 総合支援法第78条に基づく意思疎通支援者</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 保留 </div>